

令和7年度

# 金沢市水防計画

金沢市

# 目 次

第1章 総則	
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の作成及び変更	7
1.5 津波における留意事項	8
1.6 安全配慮	8
第2章 水防本部の組織と機構	
2.1 金沢市の水防本部の設置	10
2.2 金沢市の水防本部機構図	10
2.3 組織および事務分掌	11
第3章 重要水防箇所	
3.1 重要水防箇所	13
3.2 重要水防箇所の重要度評価基準	14
第4章 予報及び警報	
4.1 気象庁が行う予報及び警報	17
4.2 水位周知河川における水位到達情報	22
4.3 水防警報	27
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
5.1 水位の観測、通報及び公表	35
5.2 雨量の観測及び通報	37
第6章 水防に関する主な情報	
6.1 かなざわ雨水情報	39
6.2 関係機関からの情報（国土交通省、気象庁、石川県）	41
第7章 各施設（水門・調整池）の操作・機能点検	
7.1 各施設の操作・機能点検	43
第8章 通信連絡	
8.1 通信連絡系統	44

8.2 その他の通話施設の使用	44
-----------------	----

## 第9章 水防施設

9.1 水防倉庫及び水防資器材	45
9.2 水防倉庫担当区域一覧表	46
9.3 捨石等資材置場一覧表	46
9.4 水防資器材備蓄調書	47

## 第10章 水防活動

10.1 水防配備	48
10.2 巡視及び警戒	49
10.3 水防作業	50
10.4 緊急通行	50
10.5 警戒区域の指定	51
10.6 避難のための立退き	51
10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	53
10.8 水防配備の解除	53
10.9 河北潟（大野川）水防情報連絡要領	53
10.10 輸送及び資材補充	54

## 第11章 土砂災害対策

11.1 目的	55
11.2 発表基準	55
11.3 解除基準	55
11.4 大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報による 警戒避難体制	56
11.5 緊急調査及び土砂災害緊急情報	56

## 第12章 水防信号、水防標識等

12.1 水防信号	58
12.2 水防標識	59
12.3 身分証票	59

## 第13章 協力及び応援

13.1 河川管理者の協力及び援助	60
13.2 下水道管理者の協力	60

第14章 費用負担と公用負担	
14.1 公用負担	61
第15章 水防報告と水防記録	
15.1 水防報告	63
第16章 水防訓練	
16.1 水防訓練	65
第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	
17.1 洪水浸水想定区域の指定状況	66
17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	66
17.3 水害ハザードマップ	67
17.4 予想される水災の危険の周知等	67
17.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	67
＜参考資料＞	
別表1. 金沢市重要水防箇所図	68
〃 2. 水位周知河川水位情報様式	69
〃 3. 水防警報発表様式	72
〃 4. 津波水防警報発表様式	73
〃 5. 逆水門・放水門所在地	74
〃 6. 調整池一覧表	78
〃 7. 金沢市衛星電話配備一覧表	87
〃 8. 水防工法一覧表	89
〃 9. 河北潟(大野川)情報連絡系統図	92
〃 10. 金沢市水害時の安全避難ガイド ～水害ハザードマップ～	93
〃 11. 水防関係機関電話番号表	94
参考1. 逆流防止水門操作要領	95
〃 2. 水防法	97

# 第1章 総則

## 1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条の趣旨ならびに第33条に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市内の各河川、ため池、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダム、水門もしくは樋門の操作、水防のための消防団等の活動、水防に必要な資器材及び施設の整備と運用ならびに避難誘導の実施運用を円滑ならしめ、もって公共の安全を保持するための迅速かつ的確な水防活動を図ることを目的とする。

また、頻発する異常気象に伴う土砂災害の増加に対処するため、土砂災害警戒情報等の収集及び伝達、避難その他当該警戒区域における警戒避難体制に関する事項を示し、被害軽減に資することを目的とする。

## 1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

### (1) 金沢市水防本部

市内における水防を総括するために設置される機関で、本部事務所を土木局内に置く。水防本部は金沢市災害対策本部が設置された場合、これに内包される。

### (2) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

### (3) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

### (4) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

### (5) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

### (6) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

### (7) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

### (8) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

#### (9) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

#### (10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

#### (11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

#### (12) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報のことをいう。

#### (13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

#### (14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

#### (15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

### 1.3 水防の責任等

水防の責任等は、水防法により、次のように規定されている。

(1) 水防管理団体の責任（金沢市）

市は、管理区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。なお、具体的には、主に次のような事務を行う。

① 水防団の設置（法第5条）

水防事務を処理するため、水防団を置くことができ、水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

② 河川等の巡視（法第9条）

随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

③ 水防団及び消防機関の出動体制の確保（法第17条）

水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

④ 警察官の援助の要求（法第22条）

水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

- ⑤ 他の水防管理者等への応援要請（法第23条）  
水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。
- ⑥ 居住者等への水防活動従事の指示（法第24条）  
水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。
- ⑦ 決壊の通報及び決壊後の処置（法第25条、26条）  
水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにこれに関係者に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- ⑧ 通信連絡系統の確立（法第27条）  
水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等その他の専用通信施設を使用することができる。
- ⑨ 公用負担権限の行使（法第28条第1項）  
水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収容し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- ⑩ 避難のための立退きの指示（法第29条）  
洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ⑪ 水防協力団体の指定（法第36条）  
水防管理者は、法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。
- ⑫ 水防協力団体に対する監督（法第39条第1項、第2項）  
水防管理者は、水防協力団体の業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告させることができ、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。
- ⑬ 水防協力団体に対する情報の提供等（法第40条）  
水防協力団体の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- ⑭ 水防に要する費用負担（法第41条）  
水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
- ⑮ 水防報告書の提出（法第47条第2項）  
知事から要請があった場合は、水防に関し必要な報告をしなければならない。
- ⑯ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条第1項）  
市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (ア) 洪水予報及び洪水特別警戒水位到達情報の伝達方法
  - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - (ウ) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
    - (1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - (2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
    - (3) 大規模な工場その他の施設（(1)又は(2)に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
    - (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ⑰ 洪水避難地図等の配布（法第15条第3項）
- 市地域防災計画において定められた、上記⑯に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第517号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条3項に規定する事項
  - (イ) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法律第55条に規定する事項
- ⑱ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（法第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。
- ⑲ 水防計画の策定、変更及び公表（法第33条）
- 県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更し、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅延なく水防計画を県知事に届け出なければならない。
- ⑳ 水防協議会の設置（法第34条）
- 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防協議会を置くことができる。
- ㉑ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

## (2) 県の責任（石川県）

県は、県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

なお、県の行う水防事務は概ね次のとおりである。

### ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

### ② 水防計画の策定、変更及び公表（法第7条第1項及び第7項）

水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認められるときは変更し、その要旨を公表するよう努めるものとする。

### ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）

河川管理者は、同意をした水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

### ④ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

法第10条第1項及び第2項による通知を受けた場合においては、直ちに関係のある水防管理者及び量水標管理者に通知しなければならない。

### ⑤ 水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項）

氾濫危険水位に達したときは、関係のある水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

### ⑥ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）

県知事は、災害対策基本法第60条の第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

### ⑦ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第1項及び第3項）

水位周知河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

### ⑧ 水防警報の発表（法第16条第1項）

知事が指定した水防警報を行う河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表しなければならない。

### ⑨ 水防警報の通知（法第16条第3項）

国土交通大臣が指定した水防警報を行う河川、湖沼又は海岸について、水防警報の通知を受けたとき、又は⑧の水防警報を発表したときは、関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

### ⑩ 水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第4項）

知事は水防警報を行う河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

### ⑪ 水防信号の指定（法第20条）

水防に用いる信号を定めなければならない。

⑫ 居住者に対する立退きの指示（法第29条）

洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

⑬ 水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）

県知事は、水防上緊急を要するときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

⑭ 水防協力団体に対する情報の提供等（法第40条）

水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

⑮ 費用の補助（法第44条第1項）

水防管理団体が負担する費用に対して補助することができる。

⑯ 水防に関する報告（法第47条第2項）

県知事は、水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

⑰ 勧告及び助言（法第48条）

県知事は、水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（3）気象庁の責任（金沢地方気象台）

① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

また、洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（4）居住者等の義務

① 水防への従事（法第24条）

水防の現場にある者は水防に従事することを要請された場合、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

また、重要水防箇所区域に居住する者は常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防に協力しなければならない。

1.4 水防計画の作成及び変更

（1）水防計画の作成及び変更

金沢市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、金沢市防災会議に諮るとともに、石川県知事に届け出るものとする。また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するも

のとする。

## (2) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画に反映するなどして、取組を推進するものとする。

### 1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

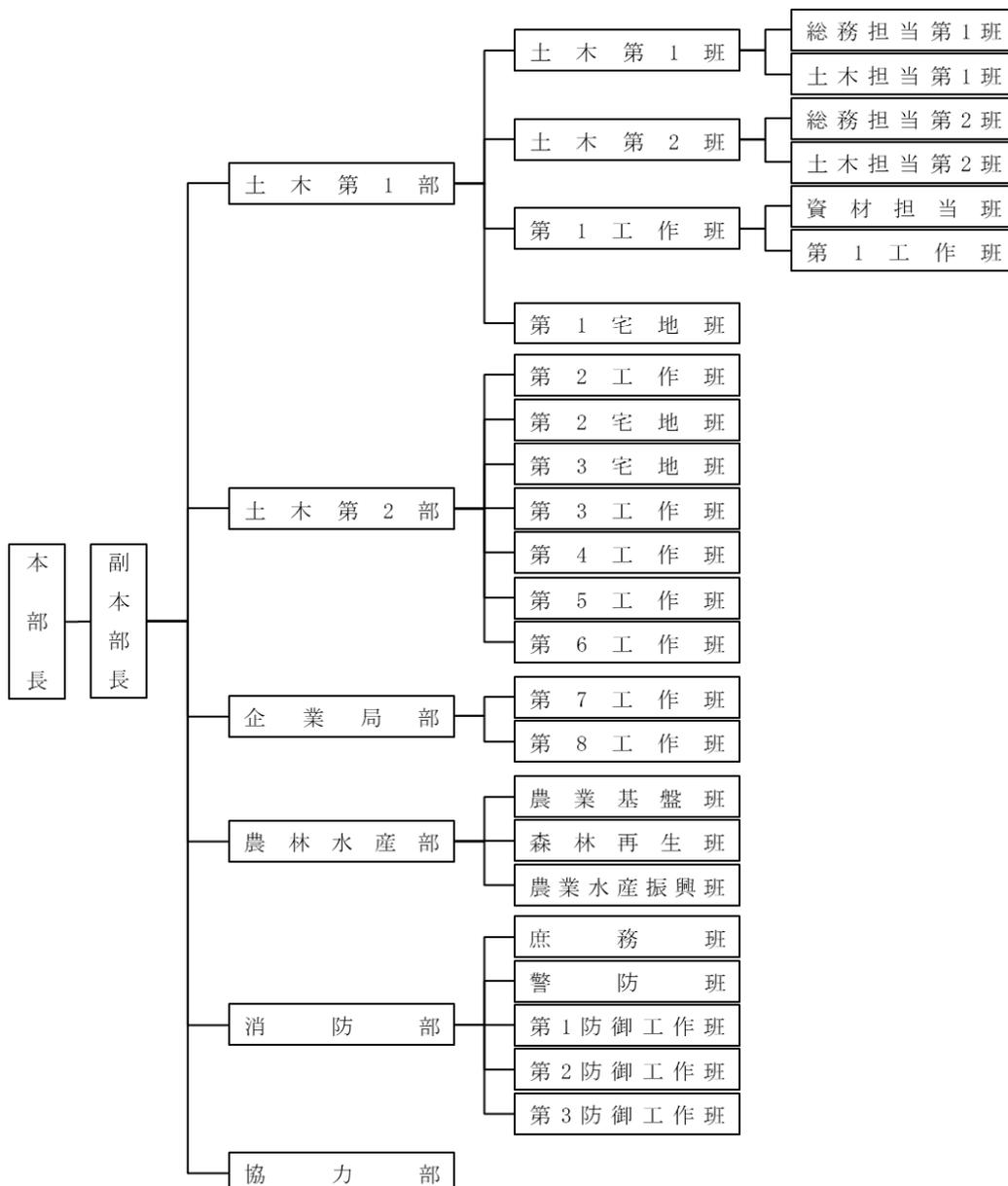
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

## 第2章 水防本部の組織と機構

### 2.1 金沢市の水防本部の設置

- (1) 市内における水防を総括するために設置される機関で本部事務所（以下、水防本部という）を金沢市土木局内に置く。
- (2) 関係官署より水防に関する予報及び警報が発せられ水防活動の必要があるとき、又は水防管理者（市長）が必要であると認めるときに設置される。
- (3) 水防本部は金沢市災害対策本部が設置された場合、これに内包される。
- (4) 水防本部各班の事務分掌は次に定めるとおりとする。

### 2.2 金沢市の水防本部機構図



2.3 組織及び事務分掌

		本部長	市長		
		副本部長	副市長 (土木担当)		
部	班 長		班 員	事 務 分 掌	
土木第1部長 (土木局長)	土木第1班長 (河川水防課長)	総務担当第1班 (副)河川水防課事務補佐	河川水防課員	1. 各班の連絡調整に関する事 2. 情報及び被害状況等調査報告に関する事 3. 水防応急対策の立案に関する事 4. 応急公用負担の総括に関する事 5. 水防記録、写真撮影に関する事 6. 他の班に属しない事	
		土木担当第1班 (副)河川水防課技術補佐	河川水防課員	1. 水防パトロールに関する事 2. 水害応急仮工事に関する事 3. 河川の被害状況の調査に関する事 4. 水防工法、水防作業に関する事 5. 砂防及び地すべり防止指定区域に関する事	
	土木第2班長 (道路建設課長)	総務担当第2班 (副)道路建設課事務補佐	道路建設課員	1. 総務担当第1班の応援に関する事 2. 衛星電話の確保に関する事	
		土木担当第2班 (副)道路建設課技術補佐 (副)がけ地対策室長	道路建設課員	1. 土木担当第1班の応援に関する事 2. 道路の被害状況の調査に関する事 3. 急傾斜地崩壊危険区域、砂防及び地すべり防止指定区域に関する事 4. 建築物が被害を受けるおそれのある崖地の巡視、保全指導及び被害状況の調査に関する事 5. 救助避難に関する連絡及び誘導	
	第1工作班長 (道路管理課長)	資材担当班 (副)道路管理課技術補佐	道路管理課員	1. 水防資材の出庫・受払の記録 2. 水防資材の調達供給に関する事 3. 資材等の運搬車両の調達に関する事 4. 路面側溝の被害状況調査に関する事 5. 水防作業の報告の取りまとめに関する事 6. 応急公用負担に関する事 7. 仮設道路等応急交通対策に関する事	
		第1工作班 (副)道路等管理事務所長	道路等管理事務所員	1. 水防作業に関する事 2. 水防作業の報告に関する事 3. 水防資材の運搬に関する事	
	第1宅地班長 営繕課長 (副)営繕課長補佐		営繕課員	1. 市有施設の被害に関する事 2. 土木担当第1班の応援に関する事 3. 第2宅地班の応援に関する事	
	土木第2部長 (都市整備局長)	第2工作班長 都市計画課長 (副)都市計画課技術補佐		都市計画課員	1. 被害状況調査の応援に関する事 2. 救助避難に関する連絡及び誘導 3. 都市災害応急復旧に関する事
		第2宅地班長 住宅政策課長 (副)住宅政策課長補佐		住宅政策課員	1. 市営住宅の被害に関する事 2. 土木担当第1班の応援に関する事
		第3宅地班長 建築指導課長 (副)建物安全対策室長		建築指導課員	1. 建築物の保全指導及び被害状況の調査に関する事 2. 土木担当第2班の応援に関する事

部	班 長	班 員	事 務 分 掌
土木第2部長 (都市整備局長)	第3工作班長 緑と花の課長 (副)緑と花の課長補佐	緑と花の課員	1. 所管事項の水害調査。 2. 土木担当第1班の応援に関する事 こと。
	第4工作班長 市街地再生課長 (副)市街地再生課長補佐	市街地再生課員	
	第5工作班長 景観政策課長 (副)景観政策課長補佐	景観政策課員	
	第6工作班長 住宅政策課長 (副)住宅政策課長補佐	住宅政策課員	
企業局次長 (技術)	第7工作班長 下水道整備課長 (副)下水道整備課長補佐	下水道整備課員	1. 被害状況調査の応援に関する事 こと。 2. 公共下水道汚水応急復旧に関する こと。 3. 農村下水道応急復旧に関する事 こと。
	第8工作班長 水処理課長 (副)水処理課長補佐	水処理課員	
農林水産部長 (農林水産局長)	農業基盤班長 農業基盤整備課長 (副)農業基盤整備課長補佐	農業基盤整備課員	1. 農業用水門及び排水機の操作管理 指導に関する事。 2. 農地、農業用施設の復旧に関する こと。
	森林再生班長 森林再生課長 (副)森林再生課技術補佐	森林再生課員	1. 林地、林業用施設の被害調査に関 すること。 2. 林地、林業用施設の復旧に関する こと。
	農業水産振興班長 農業水産振興課長 (副)農業水産振興課長補佐	農業水産振興課員	1. 農産物、農地及び農林業施設の被 害調査の取りまとめに関する事 こと。 2. 農作物の被害調査に関する事 こと。
消防部長 (消防長) 消防局次長  (副) 第一第二第三 消防団長	総務班長 (消防総務課長)	消防総務課員	1. 消防職員及び消防団員の応急食糧 に関する事。 2. 消防職員及び消防団員の水防訓練 に関する事。 3. 他の班に属しないこと。
	警防班長 情報指令課長 警防課長 予防課長	情報指令課員 警防課員 予防課員	1. 水防上必要な情報の収集、連絡に関 すること。 2. 消防職員及び消防、団員の水防出 動に関する事。 3. 防御に関する連絡調整に関する事 こと。
	第1防御工作班長 中央消防署長 (副)第一消防団副団長	中央消防署員 第一消防団員	1. 河川筋の巡視、警戒に関する事。 2. 警戒区域の設定に関する事。 3. 救助、避難に関する事。 4. 水防作業に関する事。 5. 応急公用負担に関する事。 こと。
	第2防御工作班長 駅西消防署長 (副)第二消防団副団長	駅西消防署員 第二消防団員	
	第3防御工作班長 金石消防署長 (副)第三消防団副団長	金石消防署員 第三消防団員	
協力部	本部長が必要と認める場合、上記以外の市職員、部外団体、一般住民をもって編成し各部、班へ協力させることができる。		

### 第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

また、重要水防箇所の位置図は、金沢市重要水防箇所図（別表1、P68）のとおりである。

#### 3.1 重要水防箇所

##### 重要水防箇所

河川名	注意を要する区域					水防工法	管理団体名及び団員数	重要度
	番号	地名	岸	延長(m)	種別			
犀川	1	金沢市普正寺町～佐奇森町	左	1,550	堤防高	積土のう工	金沢市 1,136	A
	2	〃 金石1丁目～普正寺町	右	850	堤防高	積土のう工		A
	3	〃 二ツ寺町	左	100	堤防高	積土のう工		A
	4	〃 佐奇森町	左	240	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		A
	5	〃 十三間町～中川除町	右	700	陸 閘	積土のう工		要注意
	6	〃 清川町	左	700	陸 閘	積土のう工		要注意
伏見川	7	〃 古府2丁目	左	170	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	8	〃 進和町～間明町2丁目	右	177	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	9	〃 黒田1丁目	左	140	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	10	〃 黒田1丁目	左	20	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	11	〃 窪6丁目	左	100	堤防高	積土のう工		B
	12	〃 山科3丁目	右	100	堤防高	積土のう工		B
高橋川	13	金沢市南四十万3丁目	右	214	堤防高	積土のう工		A
大徳川	14	金沢市桂町	左	70	堤防高	積土のう工		B
	15	〃 桂町	左	164	堤防高	積土のう工		B
	16	〃 桂町	右	360	堤防高	積土のう工		B
弓取川	17	金沢市直江町～問屋町3丁目	左	1,570	堤防高	積土のう工		B
	18	〃 大河端町～三口町	右	1,650	堤防高	積土のう工		B
浅野川	19	金沢市堀川町～笠市町	左	100	陸 閘	積土のう工		要注意
	20	〃 昌永町	右	10	陸 閘	積土のう工		要注意
	21	〃 東山1丁目	右	460	陸 閘	積土のう工		要注意
	22	〃 並木町～材木町	左	560	陸 閘	積土のう工		要注意
金腐川	23	金沢市鳴和1丁目～大樋町	左	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
	24	〃 鳴和1丁目～小坂町	右	150	水衝・洗掘	立蛇籠工・捨石工		B
森下川	25	金沢市北森本町	右	900	堤防高	積土のう工		B
	26	〃 南森本町～塚崎町	左	1,650	堤防断面	積土のう工		B

河川名	注 意 を 要 す る 区 域					水防工法	管理 団体名 及び 団員数	重要度
	番号	地 名	岸	延長 (m)	種別			
木曳川	27	金沢市寺中町～示野町	左	1,190	堤防高	積土のう工		B
	28	〃 寺中町～松村町	右	1,220	堤防高	積土のう工		B
大宮川	29	金沢市東蚊爪町～大浦町	左	1,630	堤防高	積土のう工		B
	30	〃 大浦町	右	1,630	堤防高	積土のう工		B
	31	〃 大浦町	左	50	水衝・洗掘	捨石工		B
	32	〃 大浦町	右	50	水衝・洗掘	捨石工		B
河北潟	33	金沢市湖南町	右	2,600	堤防高	積土のう工		A
大野川	34	金沢市湊2丁目	左	470	堤防高	積土のう工		B
	35	〃 湊1丁目	左	20	陸 開	積土のう工		要注意
県央土木総合事務所管内 計 12河川 35箇所				21,715	A 3河川 6箇所 5,554m B 8河川 22箇所 13,611m 要注意 3河川 7箇所 2,550m			

### 3.2 重要水防箇所の重要度評価基準

#### 重要水防箇所の重要度評価基準

種別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所で、重大な被害が予想される箇所。	既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位に対し堤防高又は断面が不足しているため、河川が溢れる危険性がある箇所。	
堤防・断面	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて2分の1未満の箇所。	堤防断面や天端幅が、計画又は上下流に比べて不足しているが2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・ すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎	

種別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
		地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁、その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後 3 年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

種別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
河川管理施設			出水時に開閉操作が必要な河川管理施設がある箇所。
被災箇所	基準水位の暫定運用を行う河川における被災箇所 (水位周知河川)	基準水位の暫定運用を行う河川における被災箇所 (水位周知河川以外)	

## 第4章 予報及び警報

### 4.1 気象庁が行う予報及び警報

#### (1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

金沢地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を石川県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増大し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増大し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

\*一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

一次細分 区域	市町村等をま とめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀	加賀北部	金沢市	8	108

【備考】

※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(大雨警報発表基準)

一次細分 区域	市町村等をま とめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
加賀	加賀北部	金沢市	13	137

【備考】

※基準値における「・・・以上」の「以上」は省略した。

※土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

(洪水注意報発表基準)

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指 数, 流域雨量指数）	指定河川洪水予 報による発表
加賀	加賀 北部	金沢市	犀川流域=24.6 安原川流域=5.5 十人川流域=4.8 伏見川流域=13.1 高橋川流域=7.2 大野川流域=13 金腐川流域=7.1 森下川流域=15.3 浅野川流域=16.5	犀川流域=(6 , 19.7) 安原川流域=(5 , 5.5) 十人川流域=(8 , 4.8) 伏見川流域=(7 , 7.5) 高橋川流域=(5 , 7.2) 大野川流域=(6 , 10.4) 金腐川流域=(6 , 5.7) 森下川流域=(6 , 12.2) 浅野川流域=(6 , 10.9)	-

**【備考】**

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「〇〇川流域=〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域=(〇, Δ)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数〇以上かつ流域雨量指数Δ以上」を意味する。

※基準が設定されていない市町村等については、その欄を“—”で示している。

※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(洪水警報発表基準)

一次 細分 区域	市町村等 をまとめ た地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指 数, 流域雨量指数）	指定河川洪水予 報による発表
加賀	加賀 北部	金沢市	犀川流域=30.8 安原川流域=6.9 十人川流域=8.4 伏見川流域=16.4 高橋川流域=9 大野川流域=19.6 金腐川流域=8.9 森下川流域=19.2 浅野川流域=20.7	十人川流域=(8 , 7.5)高 橋川流域=(6 , 8.1) 大野川流域=(6 , 17.6) 浅野川流域=(12 , 12.1)	手取川[鶴来]

**【備考】**

※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

※基準値は、各流域のすべての地点に設定しているが、欄内には主な河川における代表地点の基準値を記載している。主な河川の内市町村等の基準値は空欄としている。

※欄中、「〇〇川流域=〇」は、「〇〇川流域の流域雨量指数〇以上」を意味する。

※欄中、「〇〇川流域=(〇, Δ)」は、「〇〇川流域の表面雨量指数〇以上かつ流域雨量指数Δ以上」を意味する。

※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

(高潮注意報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
加賀	加賀北部	金沢市	0.8m
<b>【備考】</b> ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。			

(高潮警報発表基準)

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位基準
加賀	加賀北部	金沢市	1.3m
<b>【備考】</b> ※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。 ※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。			

(大雨・高潮特別警報発表基準)

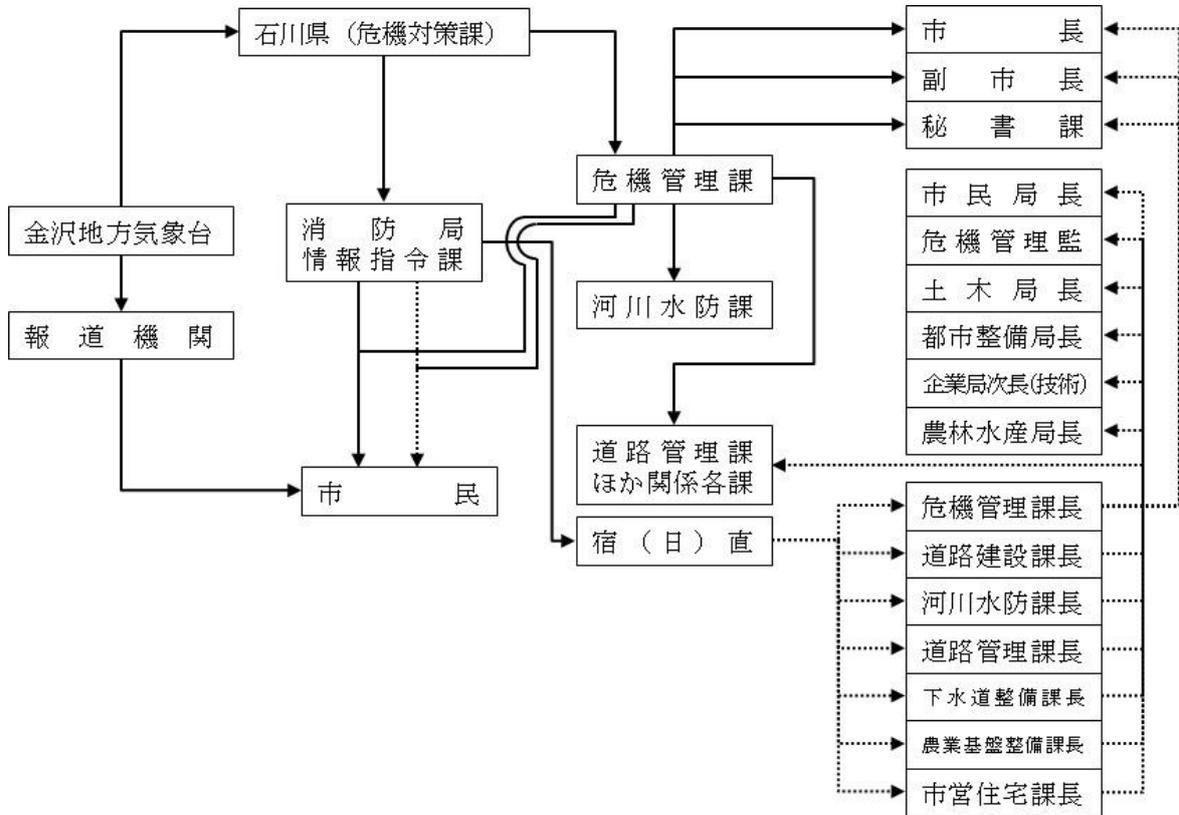
現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(気象庁が発表する特別警報) (参考)

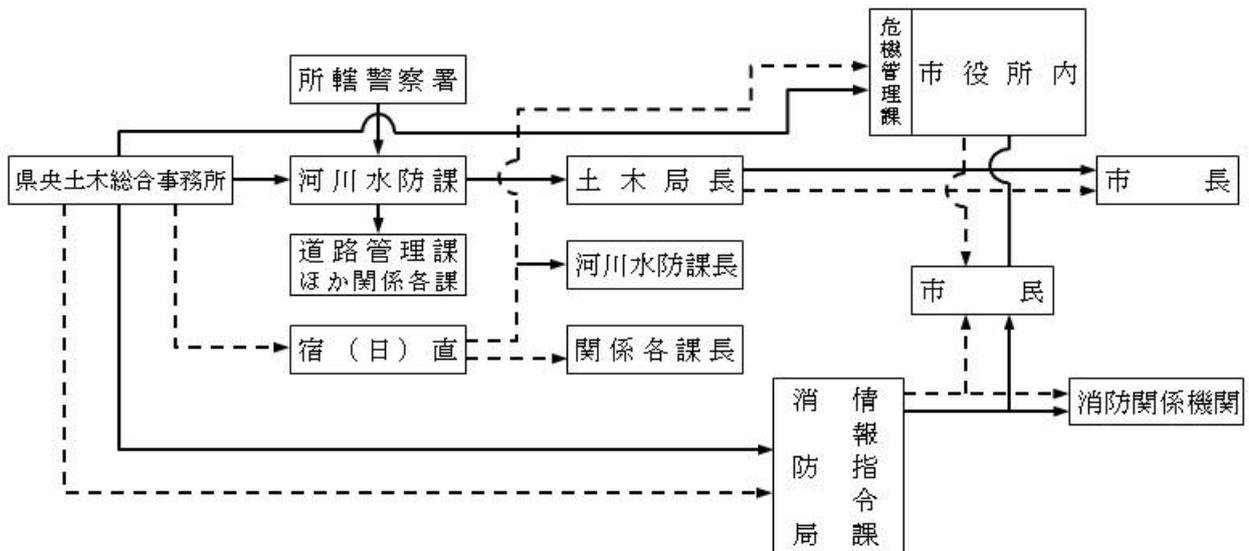
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

(1) 気象情報通報系統



(2) 水防に関する通報系統



(参考)

執務時間外の通報系統は点線によること。

## 4.2 水位周知河川における水位到達情報

### (1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退き指示の判断に資するため、知事が指定した河川については知事から、関係市町長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき
氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

### (2) 県が行う水位情報の通知

#### ① 水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河川名	区域	
	起点	終点
犀川	金沢市大桑町 浅野川放水路合流点	海
安原川	白山市横江町 IRいしかわ鉄道線鉄道橋150m上流	犀川合流点
伏見川	金沢市窪2丁目 窪大橋	犀川合流点
高橋川	白山市鶴来古町 平等寺川合流点	伏見川合流点
大野川	金沢市湊1丁目 金沢港防潮水門	金沢港大橋
浅野川	金沢市田上本町 浅野川放水路	大野川合流点
河北潟	かほく市内日角 宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門
金腐川	金沢市東長江町 大滝橋700m上流	河北潟合流点
森下川	金沢市車町 車橋	河北潟合流点
津幡川	河北郡津幡町杉瀬 材木川合流点	河北潟（東部承水路）合流点
宇ノ気川	かほく市宇気 塚越橋80m上流	河北潟（東部承水路）合流点

#### ② 水位情報の通知の対象となる基準観測所

水位周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位等は、次のとおりである。

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	危険 水位
犀川	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90 m	2.50 m	2.60 m	2.80 m	3.20 m
	示野橋	袋島町	示野橋	2.70 m	3.20 m	3.30 m	3.70 m	4.60 m

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	危険 水位
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00 m	1.40 m	1.70 m	2.10 m	2.54 m
	安原大橋	上安原町	安原大橋	1.60 m	2.20 m	2.50 m	2.90 m	3.70 m
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40 m	0.60 m	0.60 m	0.90 m	1.60 m
	米泉	米泉町	米泉	1.60 m	2.00 m	3.10 m	3.50 m	4.20 m
高橋川	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90 m	1.40 m	1.60 m	1.80 m	2.14 m
	四十万田橋	野々市市 新庄1丁目	四十万田 橋	0.40 m	0.50 m	0.60 m	0.80 m	1.06 m
大野川	機具橋	湊3丁目	機具橋	0.70 m	0.80 m	1.00 m	1.10 m	1.20 m
浅野川	天神橋	材木町	天神橋	1.30 m	1.70 m	1.90 m	2.20 m	2.70 m
河北潟	貯木場(内)	湊1丁目	貯木場 (内) (通常)	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
			貯木場 (内) (暫定)	0.70 m	0.80 m	0.90 m	1.10 m	
	潟端	津幡町潟端	潟端 (通常)	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
			潟端 (暫定)	0.70 m	0.80 m	0.90 m	1.10 m	
	八田	才田町	八田 (通常)	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m	1.30 m
			八田 (暫定)	0.70 m	0.80 m	0.90 m	1.10 m	
金腐川	御所通学橋	御所町	御所通学 橋	1.80 m	2.00 m	2.10 m	2.50 m	3.10 m
	金腐川橋	大浦町	金腐川 橋	2.20 m	2.80 m	3.10 m	3.30 m	3.74 m
森下川	薬師	河原市町	薬師	2.10 m	3.10 m	3.80 m	4.00 m	4.33 m
	森本大橋	北森本町	森本大 橋	2.30 m	2.80 m	2.90 m	3.60 m	4.90 m
津幡川	津幡川	河北郡 津幡町杉瀬	津幡川	3.60 m	3.90 m	4.20 m	4.90 m	6.18 m
宇ノ気川	宇ノ気川	かほく市森	宇ノ気 川	1.50 m	2.35 m	2.60 m	2.90 m	3.26 m

③ 水位情報の発表者、通報担当者及び受報者

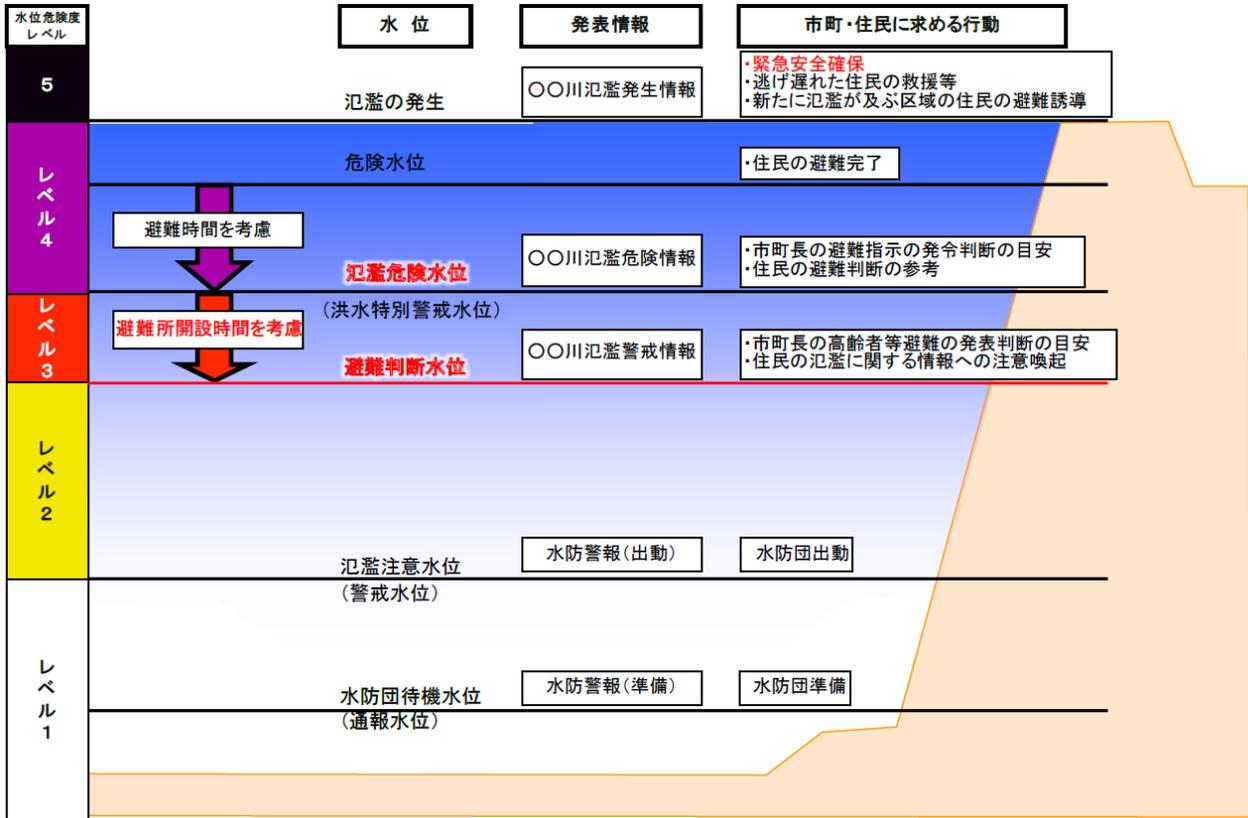
河川名	発表者	通報担当者	受報者
高 橋 川 (馬替観測所)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
高 橋 川 (四十万田橋観測所)			金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
犀 川 (下菊橋) (示野橋)			金沢市長 白山市長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 北陸鉄道IRいしかわ鉄道
伏 見 川 (山科) (米泉)			金沢市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
金 腐 川 (御所通学橋) (金腐川橋)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長 IRいしかわ鉄道
浅 野 川 (天神橋) (芝原橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 金沢港湾事務所長 IRいしかわ鉄道 北陸鉄道
森 下 川 (薬師)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長 IRいしかわ鉄道
森 下 川 (森本大橋)			金沢市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 IRいしかわ鉄道

河川名	発表者	通報担当者	受報者
大野川 (機具橋)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長北陸鉄道
安原川 (安原大橋)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
安原川 (長池)	石川土木 総合事務所長	石川土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 IRいしかわ鉄道
河北潟 (貯木場(内)観測所)	津幡土木 事務所長	津幡土木 事務所長	金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長
河北潟 (潟端観測所)			金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長
河北潟 (八田観測所)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
津幡川			金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道
宇ノ気川			金沢市長 かほく市長 津幡町長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社

④ 水位情報の通知の発表様式

水位情報の発表は、水位周知河川水位情報様式（別表 2、P69～P71）のとおり。

【参考図】



⑤ 洪水浸水想定区域

国土交通大臣及び石川県知事より、本市に係るものとして、以下の洪水浸水想定区域が指定されている。

⑤-1 国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域（洪水予報河川）

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
手取川	金沢市、白山市、能美市、小松市、野々市市、川北町

⑤-2 知事が指定した洪水浸水想定区域（水位周知河川） 11 河川

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
犀川	金沢市、白山市
安原川	金沢市、白山市、野々市市
伏見川	金沢市、野々市市
高橋川	金沢市、白山市、野々市市
大野川	金沢市、内灘町

浅野川	金沢市
河北潟	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
金腐川	金沢市
森下川	金沢市、津幡町
津幡川	金沢市、かほく市、津幡町
宇ノ気川	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

⑤-3 知事が指定した洪水浸水想定区域（上記2項の区域以外）⑤-2を除く18河川

河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町	河川名	氾濫により浸水が及ぶと想定される市町
犀川*	金沢市	大徳川放水路	金沢市
木曳川	金沢市	弓取川	金沢市
馬場川	金沢市、野々市市	浅野川*	金沢市
十人川	金沢市、野々市市	浅野川放水路	金沢市
木呂川	金沢市、野々市市	湯の川	金沢市
碓川	金沢市、野々市市	大宮川	金沢市
内川	金沢市	金腐川*	金沢市
平沢川	金沢市	河北潟西部承水路	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
倉谷川	金沢市	森下川*	金沢市
大徳川	金沢市	涌波川	金沢市
新大徳川	金沢市	田島川	金沢市

(\*のついた4河川は⑤-2と重複)

#### 4.3 水防警報

##### 4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない場合もある。

##### 4.3.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

###### (1) 水防警報発表の段階及び水位・雨量基準

水防警報の発表の段階及び発表基準は、次のとおりである。

① 水防警報発表の段階

段階	内容
準備	水防団幹部の出動を行い、水防資機材の整備点検、堤防巡視、水門等の開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの。
出動	水防団員又は消防団員等が出動する必要がある旨を通知するもの。
状況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要とする水位状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂、その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

② 各段階の水位・雨量基準

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
犀川	下菊橋	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 1.90m～2.50m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき
		犀川ダム雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき	〃	〃	〃
犀川	示野橋	氾濫注意水位に達するか又は達するおそれのあるとき 2.70m～3.20m	なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき	適時、河川の状況を通知する必要があるとき	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき
		犀川ダム雨量観測所で60分雨量50mm以上を観測したとき	〃	〃	〃
安原川	長池	〃 1.00m～1.40m	〃	〃	〃
	安原大橋	〃 1.60m～2.20m	〃	〃	〃

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
伏見川	山科	〃 0.40m～0.60m	〃	〃	〃
	米泉	〃 1.60m～2.00m	〃	〃	〃
高橋川	馬替	〃 0.90m～1.40m	〃	〃	〃
	四十万田橋	〃 0.40m～0.50m	〃	〃	〃
大野川	機具橋	〃 0.70m～0.80m	〃	〃	〃
浅野川	天神橋	〃 1.30m～1.70m	〃	〃	〃
		芝原橋水位観測 所で氾濫注意水 位(2.10m)に達 したとき	〃	〃	〃
		芝原橋雨量観測 所で60分雨量 50mm以上を観測 したとき	〃	〃	〃
河北潟	貯木場 (内) (暫定)	氾濫注意水位に 達するか又は達 するおそれのあ るとき 0.70m～0.80m	〃	〃	〃
	潟端 (暫定)	〃 0.70m～0.80m	〃	〃	〃
	八田 (暫定)	〃 0.70m～0.80m	〃	〃	〃
金腐川	御所 通学橋	〃 1.80m～2.00m	〃	〃	〃
	金腐川橋	〃 2.20m～2.80m	〃	〃	〃
森下川	薬師	〃 2.10m～3.10m	〃	〃	〃

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
	森本大橋	2.30m~2.80m	〃	〃	〃
津幡川	津幡川	3.60m~3.90m	〃	〃	〃

\*地震による堤防の漏水、沈下等の場合、上記に準じて水防警報を発表する。

## (2) 県が行う水防警報

### ① 水防警報を行う河川名、区域

河川名	区域		延長	
	起点	終点		
犀川	金沢市大桑町	浅野川放水路合流点	海まで	12,800m
安原川	白山市横江町	IRいしかわ鉄道線 鉄道橋150m上流	犀川合流点まで	6,160m
伏見川	金沢市窪2丁目	窪大橋	犀川合流点まで	6,600m
高橋川	白山市鶴来古町	平等寺川合流点	伏見川合流点まで	12,450m
大野川	金沢市湊1丁目	金沢港防潮水門	金沢港大橋まで	4,600m
浅野川	金沢市田上本町	浅野川放水路	大野川合流点まで	13,700m
河北潟	かほく市内日角	宇ノ気川合流点	金沢港防潮水門まで	11,945m
金腐川	金沢市東長江町	大滝橋700m上流	河北潟合流点まで	10,500m
森下川	金沢市車町	車橋	河北潟合流点まで	11,750m
津幡川	河北郡津幡町杉瀬	材木川合流点	河北潟(東部承水路)合流点まで	5,200m
宇ノ気川	かほく市宇気	塚越橋80m上流	河北潟(東部承水路)合流点まで	3,700m

### ② 水防警報を行う対象河川の基準観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	備考
犀川	下菊橋	清川町	下菊橋	1.90 m	2.50 m	
	示野橋	袋畠町	示野橋	2.70 m	3.20 m	
安原川	長池	野々市市長池	長池	1.00 m	1.40 m	
	安原大橋	中屋町	安原大橋	1.60 m	2.20 m	
伏見川	山科	山科3丁目	山科	0.40 m	0.60 m	
	米泉	米泉町	米泉	1.60 m	2.00 m	
高橋川	馬替	馬替2丁目	馬替	0.90 m	1.40 m	

	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	四十万田橋	0.40 m	0.50 m	
大野川	機 具 橋	湊 3 丁 目	機 具 橋	0.70 m	0.80 m	
浅野川	天 神 橋	材 木 町	天 神 橋	1.30 m	1.70 m	
	芝 原 橋	羽 場 町	芝 原 橋	1.80 m	2.10 m	
河北潟	貯木場(内)	湊 1 丁 目	貯木場(内) (暫定)	0.70 m	0.80 m	
	潟 端	津 幡 町 潟 端	潟 端 (暫定)	0.70 m	0.80 m	
	八 田	才 田 町	八 田 (暫定)	0.70 m	0.80 m	
金腐川	御所通学橋	御 所 町	御所通学橋	1.80 m	2.00 m	
	金 腐 川 橋	大 浦 町	金 腐 川 橋	2.20 m	2.80 m	
森下川	薬 師	河 原 市 町	薬 師	2.10 m	3.10 m	
	森 本 大 橋	北 森 本 町	森 本 大 橋	2.30 m	2.80 m	
津幡川	津 幡 川	河北郡津幡町杉瀬	津 幡 川	3.60 m	3.90 m	

③ 水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

河川名	発表者	通報担当者	受報者
高 橋 川 (馬替観測所)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
高 橋 川 (四十万田橋観測所)			金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
犀 川 (下菊橋) (示野橋)			金沢市長 白山市長 石川県河川課長、 危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 北陸鉄道IRいしかわ鉄道

河川名	発表者	通報担当者	受報者
伏見川 (山科) (米泉)	県央土木 総合事務所長	県央土木 総合事務所長	金沢市長 野々市市長 石川県河川課長 危機対策課長 北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
金腐川 (御所通学橋) (金腐川橋)			金沢市長 石川県河川課長、 危機対策課長 IRいしかわ鉄道
浅野川 (天神橋) (芝原橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 金沢港湾事務所長北陸鉄道 IRいしかわ鉄道
森下川 (薬師)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長IRいしかわ鉄道
森下川 (森本大橋)			金沢市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長IRいしかわ鉄道
大野川 (機具橋)			金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長 北陸鉄道
安原川 (安原大橋観測所)			金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
安原川 (長池観測所)	石川土木 総合事務所長	石川土木 総合事務所長	金沢市長 白山市長 野々市市長 石川県河川課長、危機対策課長IRいしかわ鉄道
河北潟 (貯木場(内)観測所)	津幡土木	津幡土木	金沢市長 内灘町長 石川県河川課長、危機対策課長 石川県港湾課長 金沢港湾事務所長

河川名	発表者	通報担当者	受報者
河 北 潟 ( 潟 端 観 測 所 )	事務所長	事務所長	金沢市長 かほく市長 津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長
河 北 潟 ( 八 田 観 測 所 )	津幡土木 事務所長	津幡土木 事務所長	金沢市長 石川県河川課長、危機対策課長
津 幡 川			金沢市長、津幡町長 石川県河川課長、危機対策課長 JR西日本金沢支社 IRいしかわ鉄道

#### ④ 水防警報の通知の発表様式

水防警報の発表は、水防警報発表様式（別表 3、P72）のとおり。

#### 4.3.3 津波に関する水防警報

##### (1) 種類及び発表基準

津波に関する水防警報を行う河川・海岸及びその区域については、洪水、高波又は高潮により知事が指定した水防警報を行う区域とする。

種類	発表基準	内容
待 機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

気象庁から津波警報が発表された後等、水防警報の受伝達に時間を要すること、ならびに、地震の影響により通信手段が途絶することがあり得ることから、初動は水防警報（待機・準備）が発表されているとみなし、気象庁の津波警報が発表された段階等で、各水防団においては報道機関等の情報入手に努めつつ、安全を確保し体制を整えていくものとする。

水防団員等の避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、住民等の海浜からの避難や災害時要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

(2) 水防警報の発表者、通報担当者及び受報者

津波に関する水防警報の発表者、通報担当者及び受報者については、洪水・高潮時の河川に関する水防警報、ならびに高波・高潮時の海岸に関する水防警報と同様とする。また、津波水防警報の発表様式は、津波水防警報発表様式（別表4、P73）のとおり。

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 5.1 水位の観測、通報及び公表

#### (1) 水位観測所

金沢市内及び金沢市が関係する水位観測所は、県管理の水位観測所が22箇所あるほか、金沢市河川水防課が管理する水位観測所（水門）が16箇所ある。

#### ○県管理の水位観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者名	堤防高	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
犀川	下菊橋	清川町	県央土木総合事務所	4.70 m	1.90 m	2.50 m	2.60 m	2.80 m
	示野橋	袋畠町	〃	6.20 m	2.70 m	3.20 m	3.30 m	3.70 m
安原川	長池	野々市市長池	石川土木総合事務所	3.00 m	1.00 m	1.40 m	1.70 m	2.10 m
	安原大橋	上安原町	県央土木総合事務所	4.10 m	1.60 m	2.20 m	2.50 m	2.90 m
伏見川	山科	山科3丁目	〃	2.20 m	0.40 m	0.60 m	0.60 m	0.90 m
	米泉	米泉町	〃	4.80 m	1.60 m	2.00 m	3.10 m	3.50 m
高橋川	馬替	馬替2丁目	〃	4.00 m	0.90 m	1.40 m	1.60 m	1.80 m
	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	〃	3.73 m	0.40 m	0.50 m	0.60 m	0.80 m
大野川	機具橋	湊3丁目	〃	1.50 m	0.70 m	0.80 m	1.00 m	1.10 m
	貯水場(外)	湊1丁目	〃	-	T.P 0.70 m	T.P 0.80 m	-	-
浅野川	芝原橋	羽場町	〃	3.20 m	1.80 m	2.10 m	-	-
	小橋	小橋町	〃	5.00 m	2.80 m	2.90 m	-	-
	天神橋	材木町	〃	3.90 m	1.30 m	1.70 m	1.90 m	2.20 m
河北潟	貯水場(内) (通常)	湊1丁目	〃	-	0.80 m	0.90 m	1.10 m	1.20 m
	貯水場(内) (暫定)				0.70 m	0.80 m	0.90 m	1.10 m
河北潟	潟端 (通常)	津幡町 潟端	津幡土木 事務所	T.P 3.00m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m	T.P 1.20 m

河川名	観測所名	地先名	観測者名	堤防高	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
	湊 端 (暫定)				T.P 0.70 m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m
	八 田 (通常)	才田町	"	T.P 3.00m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m	T.P 1.20 m
	八 田 (暫定)				T.P 0.70 m	T.P 0.80 m	T.P 0.90 m	T.P 1.10 m
金腐川	御所通学橋	御所町	県央土木総合事務所	3.50 m	1.80 m	2.00 m	2.10 m	2.50 m
	金腐川橋	大浦町	"	4.50 m	2.20 m	2.80 m	3.10 m	3.30 m
森下川	薬 師	河原市町	"	6.05 m	2.10 m	3.10 m	3.80 m	4.00 m
	森本大橋	北森本町	"	5.80 m	2.30 m	2.80 m	2.90 m	3.60 m
津幡川	津 幡 川	河北郡津 幡町杉瀬	津幡土木事務所長	7.20 m	3.60 m	3.90 m	4.20 m	4.90 m
宇ノ気 川	宇ノ気川	かほく市 森	"	4.80 m	1.50 m	2.35 m	2.60 m	2.90 m

○金沢市河川水防課が管理する水位観測所（水門）

河川名	観測所名	地先名	観測者名
泉 用 水	野 町 放 水 門	野町	金沢市河川水防課
	西泉2丁目制水門	西泉2丁目	"
鞍 月 用 水	菊 川 放 水 門	菊川1丁目	"
	香 林 坊 放 水 門	香林坊2丁目	"
大 野 庄 用 水	片 町 取 水 門	片町2丁目	"
木 曳 川	中 橋 制 水 門	中橋町	"
	松 村 制 水 門	示野中町	"
辰 巳 用 水	小 立 野 放 水 門	小立野2丁目	"
	鳩 放 水 門	末町	"
	石 引 制 水 門	石引2丁目	"
	石 引 4 丁 目 制 水 門	石引4丁目	"
	広 坂 放 水 門	広坂2丁目	"
	せ せ ら ぎ 制 水 門	下堤町	"
小 坂 用 水	小 坂 町 南 放 水 門	小坂町	"
	御 所 町 取 水 門	御所町	"
高 畠 3 号 雨 水 幹 線	間 明 放 水 門	間明町	"

## 5.2 雨量の観測及び通報

### (1) 雨量観測所

金沢市内及び金沢市が関係する雨量観測所は、県管理の雨量観測所が12箇所あり、金沢市河川水防課が管理する雨量観測所が20箇所ある。

#### ○県管理の雨量観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
伏見川	米泉	米泉町	県央土木総合事務所	
	水防窪	窪	〃	
浅野川	芝原橋	羽場町	〃	
	水防山の	山の上町	〃	
高橋川	四十万田橋	野々市市新庄1丁目	〃	
森下川	田島	田島町	〃	
	森本大橋	北森本町	〃	
深谷川	四王寺	四王寺町	〃	
竹又川	東原	東原町	〃	
浅野川	俵	俵町	〃	
大野川	機具橋	湊3丁目	〃	
弓取川	県央土木総合	直江南2丁目	〃	

#### ○金沢市河川水防課が管理する雨量観測所

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
森下川	四坊高坂	四坊高坂町	金沢市河川水防課	
	土子原	土子原町	〃	
	北森本	北森本町	〃	
高橋川	四十万駅横	南四十万3丁目	〃	
大野川	大野こまちなみ公園	大野町4丁目	〃	
犀川	大道割	大桑町	〃	大桑配水池
	諸江・二口	若宮町	〃	中央市場近く
	みどり2号	みどり2丁目	〃	みどり団地
	庁舎屋上	広坂	〃	市役所
浅野川	鞍降橋	蚊爪町	〃	東蚊爪
	田上中央公園	田上1丁目	〃	田上中央公園
	板ヶ谷	板ヶ谷	〃	
金腐川	鳴和町	鳴和町	〃	
	夕日寺	夕日寺町	〃	
伏見川	久安大橋	久安4丁目	〃	
	古府町東	古府3丁目	〃	

河川名	観測所名	地先名	観測者	摘要
	八 日 市	八日市5丁目	〃	
大 野 川	木 越	木越2丁目	〃	
	問 屋 団 地	問屋町2丁目	〃	
	栗 崎	栗崎町	〃	栗崎排水ポンプ場

## 第6章 水防に関する主な情報

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

### 6.1 かなざわ雨水情報

#### 6.1.1 かなざわ雨水情報（一般向け）【金沢市公式HP内】

本市ホームページを通じ、市民への雨量及び河川水位などの情報の発信を行うものである。

- ・ URL : パソコン版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/>  
スマートフォン版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/sp/>  
携帯電話版 <http://usui.city.kanazawa.lg.jp/mobile/>



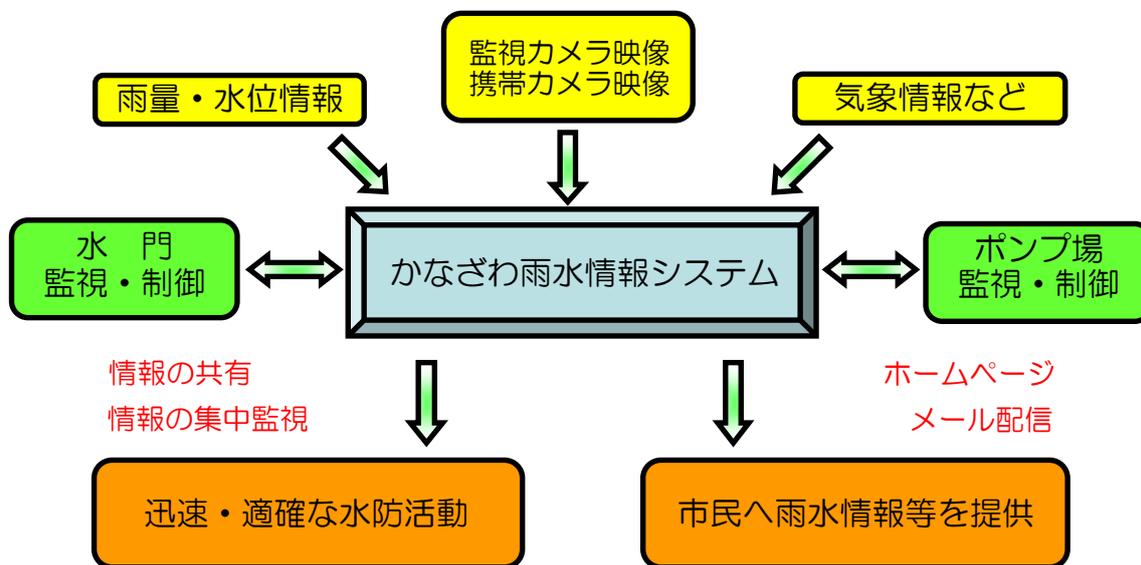
画面例：かなざわ雨水情報 トップページ

#### 6.1.2 提供情報

雨量水位観測情報（10分毎）、特別警報・警報・注意報メール配信、雨量データメール配信、災害状況メール配信

### 6.1.3 かなざわ雨水情報システム（水防本部職員向け）

各種施設における情報収集及び運転制御の連携を図り、監視システムとして統合一元化するとともに、気象情報等関係機関からの様々な情報を集約し、集中監視を行い、迅速かつ的確な水防活動の強化を図る。



かなざわ雨水情報システム概念図

#### ◆主なシステム機能

##### (1) 施設管理

- ・水門開閉管理 . . . 63箇所
- ・ポンプ運転管理 . . . 27箇所
- ・貯留施設運転管理 . . . 4箇所
- ・除塵機運転管理 . . . 2箇所

##### (2) 映像等監視

- ・映像監視 . . . 45箇所（石川県監視所17箇所含む）
- ・簡易型像監視 . . . 6箇所
- ・雨量監視 . . . 36箇所（石川県観測所10箇所含む）
- ・水位監視 . . . 44箇所（石川県観測所19箇所含む）
- ・流向監視 . . . 3箇所【各箇所2台 計6基】

## 6.2 関係機関からの情報（国土交通省、気象庁、石川県）

### （1）気象庁

- ・ 気象警報・注意報  
<http://www.jma.go.jp/bosai/warning/>
- ・ アメダス  
<http://www.jma.go.jp/bosai/amedas/>
- ・ 高解像度降水ナウキャスト  
<http://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）  
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/>

### （2）国土交通省 川の防災情報

- ・ U R L : パソコン・スマートフォン版 <http://www.river.go.jp/>
- ・ 提供情報：雨量水位情報、レーダー観測雨量、河川の予報・警報等



### （3）国土交通省 川の水位情報

- ・ U R L : パソコン・スマートフォン版 <http://k.www.river.go.jp/>
- ・ 提供情報：水位情報（水位計、危機管理型水位計）、  
カメラ情報（CCTV、簡易型河川監視カメラ）



### （4）石川県河川総合情報システム

- ・ U R L : パソコン・スマートフォン版 <http://kasen.pref.ishikawa.jp/ishikawa/>  
携帯電話版 <http://kasen2.pref.ishikawa.lg.jp/tel>
- ・ 提供情報：雨量水位観測情報（10分毎、1時間毎）



### （5）浸水想定区域図（金沢河川国道事務所、石川県河川課）

- ・ U R L : 国管理河川 [https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3\\_bousai/shinsui/index.html](https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3_bousai/shinsui/index.html)  
県管理河川 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/sinsui-m/index.html>
- ・ 提供情報：浸水想定区域図

【国管理河川】

【県管理河川】



### （6）石川県土砂災害情報システム SABO アイ（石川県砂防課）

- ・ U R L : パソコン版・スマートフォン版 <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp>  
携帯電話版 <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/m/>
- ・ 提供情報：土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報等

(7) 防災情報いしかわ（金沢河川国道事務所）

- ・ U R L : <https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/bousai-info-ishikawa/index.html>
- ・ 提供情報：雨量水位情報、レーダー雨量、ライブ映像、道路情報等



(8) 石川県防災気象情報（石川県危機対策課）

- ・ U R L : [http://www.micosfit.jp/ishikawa\\_pref\\_bousai/](http://www.micosfit.jp/ishikawa_pref_bousai/)
- ・ 提供情報：気象庁防災情報、雨量水位情報、一般気象情報等

(9) 石川みち情報ネット（石川県道路整備課）

- ・ U R L : パソコン版 <https://douro.pref.ishikawa.lg.jp/>  
携帯電話版 <http://douro-k.pref.ishikawa.jp/k/index.html>
- ・ 提供情報：通行規制情報、積雪・気温情報等

(10) 石川県防災ポータル（石川県危機対策課）

- ・ U R L : <https://pref-ishikawa.secure.force.com/>
- ・ 提供情報：気象庁防災情報、雨量水位情報、一般気象情報等

(11) 津波浸水想定区域図（石川県危機対策課）

- ・ U R L : [https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai\\_g/tsunami/h28tsunami.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai_g/tsunami/h28tsunami.html)
- ・ 提供情報：津波浸水想定区域図

(12) 津波災害警戒区域図（石川県河川課）

- ・ U R L : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/tsunami/tsunami.html>
- ・ 提供情報：津波災害警戒区域図

(13) リアルタイムナウファス（国土交通省港湾局）

- ・ U R L : パソコン版 <https://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/index.html>
- ・ 提供情報：有義波実況・周期帯波浪実況・潮位実況・毎分沖平均水面図

(14) 道路冠水想定箇所マップ

- ・ U R L : パソコン版 <http://www.pref.ishikawa.jp/michi/kansui/index.html>
- ・ 提供情報：道路冠水想定箇所

## 第7章 各施設（水門・調整池）の操作・機能点検

### 7.1 各施設の操作・機能点検

#### （1）水門の操作・機能点検

逆流防止水門（別表5、P74-P77）の開閉は、緊急の場合を除き本部長の指示により行うものとする。また、水門の管理者は、常に気象等の状況に留意し、気象注意報等が発表された後は水位の変動を監視するとともに、逆流防止水門については、必要に応じ別に定める水門操作要領（参考1、P95）に則して、迅速・確実に門扉等の開閉を行う。

管理者は、毎年、出水期前に門扉の開閉操作等が円滑かつ確実に行えるように点検整備を行うとともに、逆流防止水門の操作技術習熟のため、関係者を集め操作技術講習会を開催しなければならない。

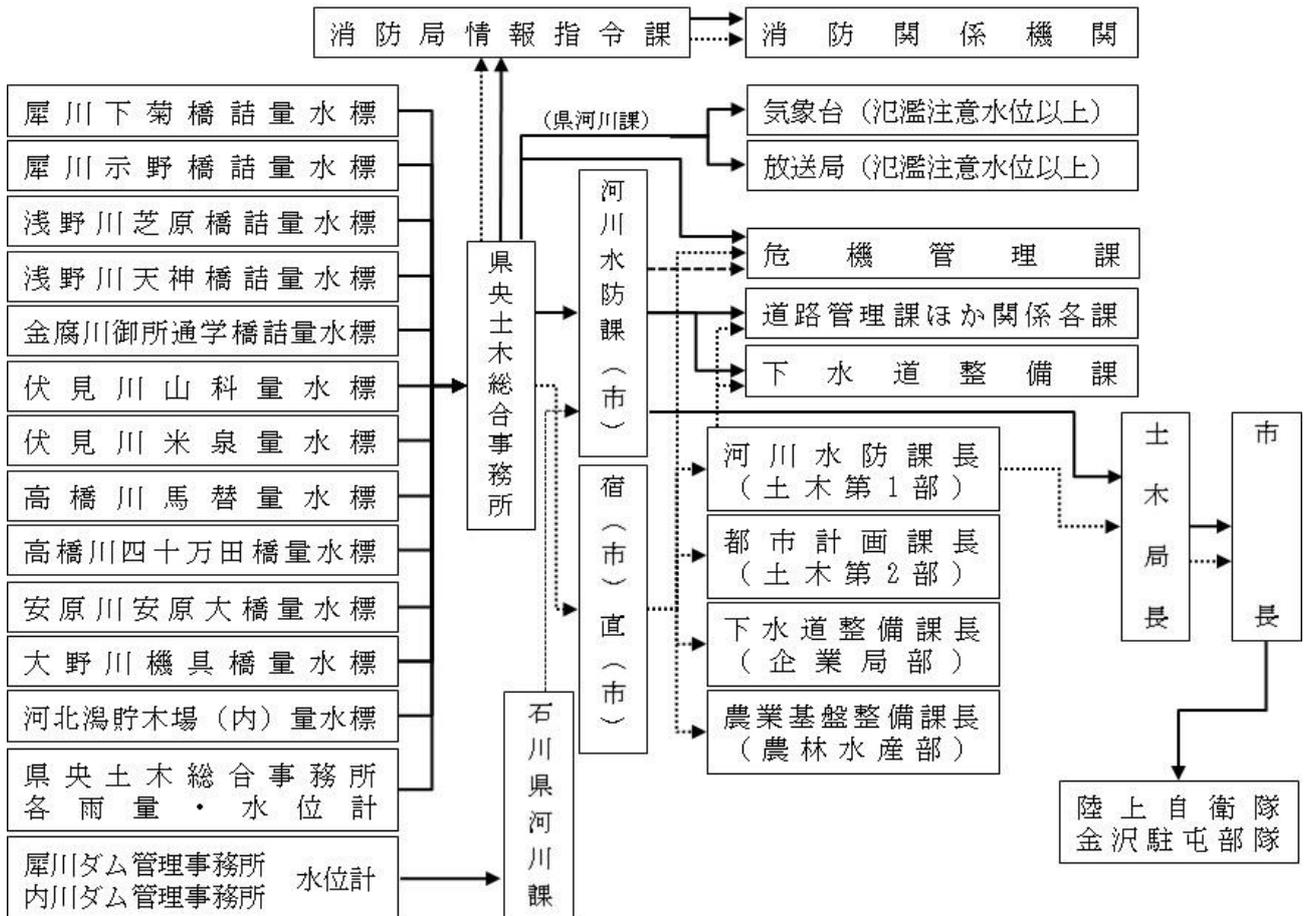
#### （2）調整池の機能点検

開発行為等により調整池を設置した箇所（別表6-1、別表6-2、P78-P86）について、出水時期の前に機能点検を行い必要な補修、清掃または機能改善勧告を行うものとする。

## 第8章 通信連絡

### 8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。



### 8.2 その他の通話施設の使用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

#### (1) 衛星電話配備

水防活動に際しての監視及び警戒、輸送及び資材補充、水防作業、避難及び救助等に関するの情報通報、相互連絡は金沢市衛星電話（別表7、P87,88）等により迅速かつ適確に実施するものとする。

## 第9章 水防施設

### 9.1 水防倉庫及び水防資器材

(1) 水防用資器材倉庫は以下のとおりである。

金沢市高畠水防倉庫（犀川、安原川、馬場川、木曳川、浅野川）

〃 森本水防倉庫（森下川、金腐川）

〃 河原市水防倉庫（森下川、金腐川）

〃 南部水防倉庫（伏見川、高橋川、碓川）

〃 湖南水防倉庫（浅野川、金腐川、大宮川）

〃 安原水防倉庫（安原川、馬場川、十人川）

石川県大桑水防倉庫（犀川）

〃 神田水防倉庫（高橋川、伏見川、木呂川、十人川、馬場川、安原川）

〃 松寺水防倉庫（浅野川、金腐川、弓取川）

〃 七ツ屋水防倉庫（浅野川、金腐川）

〃 赤土水防倉庫（犀川、安原川、大徳川、新大徳川、木曳川）

(2) 水防用資材の備蓄数量は9.4のとおりであるが、随時数量等保管状況を点検し緊急事態に備えるものとする。

(3) 市内11箇所の水防倉庫のほかに、11箇所の水防資材庫（湊雨水ポンプ場・戸板雨水ポンプ場・保古雨水ポンプ場・古府雨水ポンプ場・涌波除雪基地・木越雨水ポンプ場・木谷公園・近岡町・山科1丁目・泉本町5丁目・末町）を設置し緊急時に備える。

(4) 器材工具等特殊なものを除き、平常使用のものを充てるが、緊急時に際し、数量不足による作業能率の支障をきたさないよう適切な数量を保管、確保するものとする。

9.2 水防倉庫担当区域一覽表

河川名	倉庫名	所在地	所有別	倉庫担当区域	
				区 域	延 長
森下川 金腐川	金沢市 森本水防倉庫	金沢市 大場町東 190	(指) 金沢市	不動寺橋～河北潟 東長江～金腐川鉄道橋	両 6,980m
	金沢市 河原市水防倉庫	金沢市 河原市町本 123-1	金沢市		両 4,000m
犀原川 安馬場川 浅野川 木曳川	金沢市 高畠水防倉庫	金沢市 高畠 3 丁目 113	(指) 金沢市	J R 橋～河口 上荒屋～犀川合流点 矢木～安原川合流点 銚子口～浅野川鉄道橋 示野(松村)～要川合流点	両 7,000m 両 5,000m 両 1,150m 両 8,000m 両 2,613m
伏見川 高碓川	金沢市 南部水防倉庫	金沢市 額新町 1 丁目 215	(指) 金沢市	窪大橋～高橋川合流点 四十万～伏見川合流点 (野々市市区域は除く) 四十万～高橋川合流点	両 2,790m 左 2,660m 石 4,390m 両 1,700m
浅野川 金腐川 大宮川	金沢市 湖南水防倉庫	金沢市 大浦町ヲ 57-1	(指) 金沢市	松寺町～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 大浦町(猫橋)～ "	両 4,000m 両 6,000m 両 3,435m
安原川 馬場川 十人川	金沢市 安原水防倉庫	金沢市 福増町北 831-1	(指) 金沢市	上荒屋～犀川合流点 矢木 2 丁目～上安原 J R 橋～犀川合流点	両 5,000m 両 1,200m 両 4,050m
犀川	大桑水防倉庫	金沢市 大桑町ム 1-1	(正) 石川県	大桑町～J R 橋	両 5,000m
十人川 伏見川 木呂川 高橋川 馬場川 安原川	神田水防倉庫 (石川土木総合 事務所管理河川 含む)	金沢市 神田 2 丁目 74-1	(正) 石川県	八日市～犀川合流点 高橋川合流点～ " 野々市市若松～伏見川合流点 馬替～横川 (野々市市区域) J R 橋～矢木( " "～上荒屋( "	左 4,050m 両 4,040m 両 3,500m 左 2,840m 右 1,110m 両 1,500m 両 1,000m
浅野川 金腐川 弓取川	松寺水防倉庫	金沢市 松寺町ヨ 85	(正) 石川県	浅野川鉄道橋～大野川合流点 金腐川鉄道橋～河北潟合流点 問屋町～大野川合流点	両 6,500m 両 6,000m 両 2,140m
浅野川 金腐川	七ツ屋 水防倉庫	金沢市 西堀川町 72- 19	(正) 石川県	銚子口～浅野川鉄道橋 御所～金腐川鉄道橋	両 8,000m 両 2,500m
犀原川 安原川 大徳川 新大徳川 木曳川 大徳川放水路	赤土水防倉庫	金沢市 赤土町リ 64-1	(正) 石川県	伏見川合流点～河口 上荒屋～犀川合流点 藤江～大野川合流点 戸水～大野川合流点 示野(松村)～要川合流点 大徳川分岐点～新大徳川分岐点	両 4,050m 両 5,000m 両 3,650m 両 1,900m 両 2,613m 両 580m

9.3 捨石等資材置場一覽表

河川名	名称	所有	面積	資材・数量	位置
犀川	大桑水防 資材置場	石川県	100 m <sup>2</sup>	4.0tブロック 2個 3.0tブロック 48個 2.0tブロック 18個 0.2tブロック 83個 捨石 20 m <sup>3</sup>	金沢市大桑町タ 53 (浅野川放水路下流左岸)
浅野川	大浦水防 資材置場	石川県	1,000 m <sup>2</sup>	5.5tブロック 24個 4.5tブロック 2個 3.5tブロック 50個 3.0tブロック 10個 2.0tブロック 95個 0.2tブロック 2,300個 捨石 30 m <sup>3</sup>	金沢市大浦町ト 117 (金腐川・金腐川橋上流右岸)

## 9.4 水防資器材備蓄調書

### (1) 金沢市管理分

資器材名	倉庫名	森本 水防倉庫	河原市 水防倉庫	高畠 水防倉庫	南部 水防倉庫	湖南 水防倉庫	安原 水防倉庫	小 計
	単位	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
鉄線蛇籠	本	20		40	30	20	30	140
玉石	m <sup>3</sup>							
鉄線	kg	50		295	50	50	50	495
たたみ	枚	15		14	24	23	30	106
麻袋	〃							
ナイロンのう (完成品)	〃	15,000 (1,100)	8,000 (300)	25,000 (1,950)	25,000 (1,200)	25,000 (1,500)	35,000 (1,900)	133,000 (7,950)
大型土のう	〃	60		100	100	100	100	460
二子縄	玉							
杭	本			160	60	120	90	430
丸太	〃	35		65	72	70	60	302
ロープ	丸	3	3	3	3	3	3	18
ワイヤーロープ	〃							
厚板	枚				9	16		25
釘	kg							
シート	枚	45	30	100	150	200	240	765
鉄杭	本	500	50	500	590	810	1,100	3,550
カケヤ	丁	5	1	5	5	5	5	26
ハンマー	〃	35	10	30	55	55	110	295
スコップ	〃	35	20	70	60	65	130	380
ツルハシ	〃	1		1	2			4
一輪車	車	10	3	10	20	20	40	103
ノコギリ	丁	2		2	2	1	1	8
オノ	〃	1	2	1	2	1	4	11
ナタ	〃	1			1	2	2	6

### (2) 県央土木総合事務所管理分

資器材名	倉庫名	大桑 水防倉庫	神田 水防倉庫	松寺 水防倉庫	七ッ屋 水防倉庫	赤土 水防倉庫	小 計
	単位	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量
鉄線蛇籠	本	30	150	130	30	10	350
玉石	m <sup>3</sup>						
鉄線	kg		140	5	10		155
たたみ	枚		5				5
麻袋	〃		200	200			400
ナイロンのう (完成品)	〃	8,000	6,800 (550)	4,500 (800)	100 (100)	2,000	21,400 (1,450)
大型土のう	〃	50	160	290		80	580
二子縄	玉			96			96
杭	本	120	7	70		10	207
丸太	〃			30			30
ロープ	丸	6	7	13	2	5	33
ワイヤーロープ	〃			3			3
厚板	枚			2			2
釘	kg						
シート	枚	10	50	30	20	20	130
鉄杭	本	39	19	250	30	15	353
カケヤ	丁	5	3	14	3	5	30
ハンマー	〃	5	4	7	1	5	22
スコップ	〃	14	24	20	5	10	73
ツルハシ	〃		1	2		1	4
一輪車	車	4	8	5		3	20
ノコギリ	丁		2	8		1	11
オノ	〃		4	6		1	11
ナタ	〃			2		1	3

## 第10章 水防活動

### 10.1 水防配備

#### (1) 水防本部の非常配備

水防本部は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

種別	配備の内容	配備基準
第1次配備	情報連絡活動のため土木第1部、第2部及び消防部の少数人員をもってあたるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	1. 次の各注意報の1以上が発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 2. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき
第2次配備	水防本部各部、班の所要人員をもってあたるもので事態の推移に伴い速やかに第3次非常配備に切り替えるものとし、高度の活動ができる体制とする。	1. 次の各警報の1以上が発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 2. 氾濫注意水位に達するか又はおそれのあるとき 3. 水防警報が発表されたとき 4. 気象注意報警報の発表下において、60分雨量50mm以上を観測したとき 5. その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき
第3次配備	全本部員をもってあたるもので、状況により他に協力隊を編成し、直ちに活動できる完全な体制とする。	1. 被害が特に甚大と予想されるとき 2. 予想されない重大な災害が突発したとき 3. 避難判断水位に達したとき 4. 本部長が状況により特に当該非常配備を指令したとき 5. 特別警報が発表されたとき

\*なお、地震及び津波による水害が予想される場合は上表を準拠する。

## (2) 配備体制の発令及び各部（班）の編成要領

土木第1部長（土木局長）は、配備体制をとる必要があると認めた場合は本部長にはかり、必要な体制を決定し発令する。

各部(班)長は、配備体制の種別に応じた規模と分担事務により自部(班)を編成し配備段階に即した活動ができるように定めておくものとする。

## (3) 本部員の留意事項

ア. 所属部員は、重責であることを自覚し、常に気象状況の変化に注意し、出動が予想されるときは、自主的に参集しなければならない。

イ. 水防体制発令後は、できる限り不急の外出をさけて待機しなければならない。

## 10.2 巡視及び警戒

### (1) 平常時巡視

本部長は、区域内の河川等について常時監視員を設け、随時巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、必要な措置を講ずるものとする。ただし水防上危険な箇所の管理者が別にあるときはその者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

### (2) 出水時巡視

台風等、今後大きな被害が予想されるときは、時間的余裕を十分考慮して河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、直ちに本部長に報告するものとする。

ア. 堤防から水があふれるおそれがある箇所の水位・潮位の上昇

イ. 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ. 川側又は海側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ. 住居地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ

オ. 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ. 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

キ. その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

### (3) 地震後巡視

震度4以上の地震が発生した場合、本部長及び各施設の管理者は、必要に応じ関係河川、海岸、堤防・津波防護施設、ため池等について巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、前記に準じ関係官署に連絡するものとする。

#### (4) 非常警戒及び通報

土木部員、消防部員は、水防体制が発令されたときからあらかじめ定められた区分に従い水防区域の監視及び警戒し、既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として堤防の表側、天端、裏側を注意し、特に次の状態に注意し異状を発見した場合は、直ちに本部長に連絡するものとする。

##### A：河川、排水路の場合

- ア. 裏法の漏水または飽水による亀裂、及び欠け崩れ
- イ. 表法で水当りの強い場所の亀裂、又は欠け崩れ
- ウ. 天端の亀裂又は沈下
- エ. 堤防の越水状況
- オ. 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- カ. 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状
- キ. その他、特に報告が必要と認められる場合（事象）

##### B：ため池の場合（Aの場合のほか、次の点にも注意）

- ア. 取入口の閉塞状況
- イ. 流域の山崩れの状態
- ウ. 流入水ならびにその浮遊物の状態
- エ. 余水吐及び放水路付近の状態
- オ. 重ね池の場合のその上部ため池の状態
- カ. 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ

#### 10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、（別表8、P89-P91）のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

#### 10.4 緊急通行

##### (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委託を受けた者は一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

##### (2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

### 10.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

### 10.6 避難のための立退き

- ① 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長またはその命を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、所轄警察署長にその旨を通知するものとする。
- ② 上記の指示については、衛星電話、広報車、サイレン、災害メール（ぼうさいドットコム、かなざわ雨水情報）等をもって伝達する。
- ③ 水防警報河川における避難指示（緊急）等の目安は次のとおりである。

平時から設定されている河川の危険水位	水位	増水時に左記項目から知事が発する警報	判断目安	避難場所目安
危険水位	高		(避難完了)	
氾濫危険水位		〇〇川氾濫危険情報	避難指示 発令	
避難判断水位		〇〇川氾濫警戒情報	高齢者等避難 発令	避難所開設 (自主避難に対応)
氾濫注意水位		水防警報（出動）		
水防団待機水位	低	水防警報（準備）		

- ④ 避難の場所等は状況によりその都度指示伝達するものであるが、おおむね次のとおりである。

河川名	注 意 を 要 す る 区 域				
	番号	地 名	岸	延長(m)	拠点避難場所
犀 川	1	金沢市普正寺町～佐奇森町	左	1,550	二塚公民館※2・木曳野小学校※2
	2	〃 金石1丁目～普正寺町	右	850	金石町小学校
	3	〃 二ツ寺町	左	100	二塚公民館※2・緑小学校※2
	4	〃 佐奇森町	左	240	二塚公民館※2
	5	〃 十三間町～中川除町	右	700	犀桜小学校(旧新堅町小学校)※2
	6	〃 清川町	左	700	泉小学校
伏見川	7	〃 古府2丁目	左	170	二塚公民館※2
	8	〃 進和町～間明町2丁目	右	177	新神田小学校※2
	9	〃 黒田1丁目	左	140	西南部小学校※2
	10	〃 黒田1丁目	左	20	〃

河川名	注 意 を 要 す る 区 域				
	番号	地 名	岸	延長(m)	拠点避難場所
伏見川	1 1	〃 窪6丁目	左	100	伏見台小学校
	1 2	〃 山科3丁目	右	100	富樫小学校
高橋川	1 3	金沢市南四十万3丁目	右	214	額小学校※2・四十万小学校※2
大徳川	1 4	金沢市桂町	左	70	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
	1 5	〃 桂町	左	164	〃
	1 6	〃 桂町	右	360	〃
弓取川	1 7	金沢市直江町～問屋町3丁目	左	1,570	鞍月小学校※2・諸江町小学校※2
	1 8	〃 大河端町～三口町	右	1,650	浅野川小学校※2
浅野川	1 9	金沢市堀川町～笠市町	左	100	此花公民館※2
	2 0	〃 昌永町	右	10	森山町小学校※2
	2 1	〃 東山1丁目	右	460	馬場小学校※3
	2 2	〃 並木町～材木町	左	560	材木公民館※2
金腐川	2 3	金沢市鳴和1丁目～大樋町	左	150	森山町小学校※2
	2 4	〃 鳴和1丁目～小坂町	右	150	森山町小学校※2・小坂小学校※2
森下川	2 5	金沢市北森本町	右	900	森本小学校※2
	2 6	〃 南森本町～塚崎町	左	1,650	花園小学校※2
木曳川	2 7	〃 寺中町～示野町	左	1,190	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
	2 8	〃 寺中町～松村町	右	1,220	大徳小学校※2・木曳野小学校※2
大宮川	2 9	金沢市東蚊爪町～大浦町	左	1,630	大浦小学校※2
	3 0	〃 大浦町	右	1,630	〃
	3 1	〃 大浦町	左	50	〃
	3 2	〃 大浦町	右	50	〃
河北潟	3 3	金沢市湖南町	右	2,600	—
大野川	3 4	金沢市湊2丁目	左	470	大浦小学校※2
	3 5	〃 湊1丁目	左	20	〃
県央土木総合事務所 管内計				21,715	

※2：拠点避難場所の2階以上に避難する。

※3：拠点避難場所の3階以上に避難する。

#### ⑤ 避難立退きの順序

イ. 第1次：高齢者や子どもなど災害時に手助けが必要な市民（災害時要配慮者）

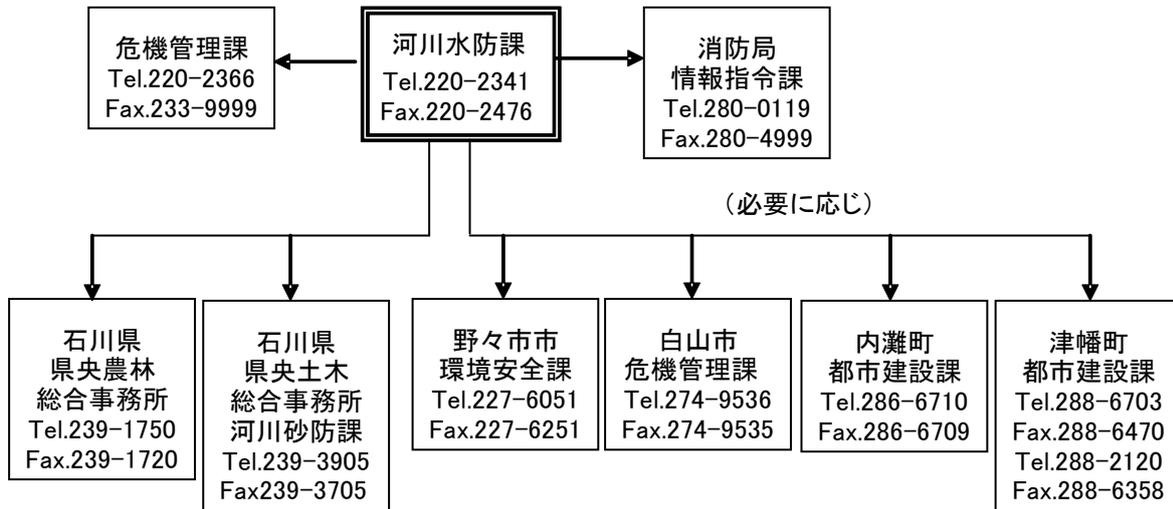
ロ. 第2次：上記以外の市民

## 10.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

### (1) 決壊の通報（法第25条）及び決壊後の処理（法第26条）

堤防その他の施設に決壊を生ずるおそれがあるとき、もしくは決壊した場合は、直ちに各河川の関係者に連絡するとともに、応急工事の処置を講ずるなどして、できる限り氾濫による被害の拡大防止に努めるものとする。

#### 決壊の通報



\* 必要に応じて、隣接する水防管理団体に通報する。

## 10.8 水防配備の解除

### (1) 水防管理団体の非常配備の解除

本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮、津波のおそれなくなったときで、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに石川県県央土木総合事務所に報告するものとする。

## 10.9 河北潟（大野川）水防情報連絡要領

### (1) 基準水位観測所

河北潟における洪水時の基準水位観測所は、津幡土木事務所で監視する八田観測所とする。ただし、休日及び夜間において、津幡土木事務所が非常配備体制に入るまでは、貯木場水門（内水位）観測所とする。

### (2) 情報連絡系統

河北潟における水位が、水防団待機水位及び氾濫注意水位を超えた場合の情報連絡は（別表9、P92）のとおりとする。

#### 10.10 輸送及び資材補充

輸送は市有自動車、応急復旧業者をもって必要資材、作業員の輸送、避難のための人員輸送にあたる。市有自動車の確保は次表によるものとし、応急復旧業者については事前に協定を結んでおくものとする。

種 類	型 式	所有者または責任者	確保台数
軽 ト ラ ッ ク	小 型	金沢市道路管理課	2
普 通 ト ラ ッ ク	〃	〃	2
ダ ンプ ト ラ ッ ク	〃	〃	5
〃	〃	金沢市環境局ごみ減量推進課	6
タ イ ヤ シ ョ ベ ル	〃	金沢市道路管理課	3
計			18

## 第11章 土砂災害対策

### 11.1 目的

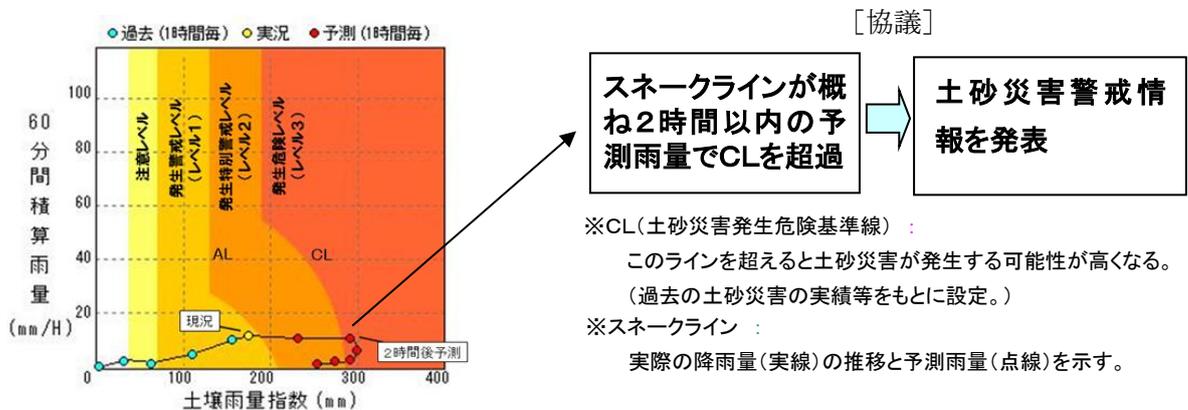
土砂災害警戒情報は、土砂災害から人命・身体を保護するため、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に、市町長が防災活動や住民等への避難指示発令の対応を適時適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難を支援することを目的としており、県砂防課と金沢地方気象台が共同で発表するものである。

なお、「大雨警報（土砂災害）」（「大雨特別警報（土砂災害）」を含む）発表後の発表となることから、土砂災害の危険性が最も高いことを示す情報として位置付けられている。

### 11.2 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供する概ね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険雨量に達するときに行うものとする。具体的には、「大雨警報（土砂災害）」（「大雨特別警報（土砂災害）」を含む）発表後、実際の降雨量とレーダー観測により予測される降雨量から解析した雨量と、地面に含む水分量（土壌雨量指数）から求めた計算値（スネークライン）が、地域毎に設定してある土砂災害発生危険基準線（CL）を概ね2時間以内に超えると判定されたとき、県砂防課と金沢地方気象台が協議のうえ、市町単位で発表するものとする。

なお、土砂災害情報システム（SABOアイ）で確認できる。



【土砂災害情報システム(SABOアイ)アドレス : <https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp>】

### 11.3 解除基準

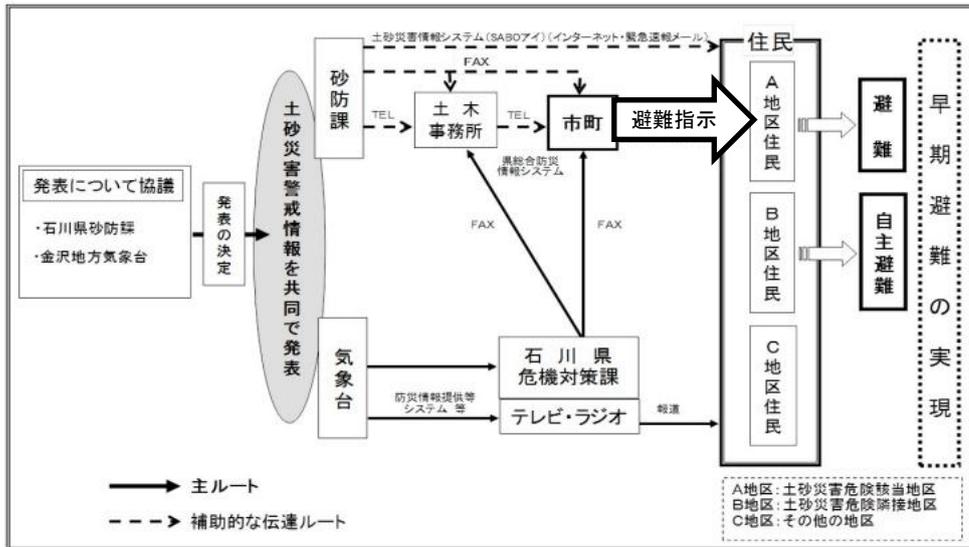
土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行うものとする。具体的には、スネークラインが土砂災害発生危険基準線（CL）を下回り、パトロールや情報収集等により、今後新たに広範な土砂災害が発生するおそれが見込まれるときに、解除するものとする。

11.4 大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報による警戒避難体制  
 大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合、市長は当該地域住民の生命、身体を土砂災害から保護する必要があると認められるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示を発令する。

また、土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設に対しては、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに発令内容を伝達する。

なお、避難指示を発令した場合は、金沢市災害対策本部よりすみやかに県危機対策課に報告する。

土砂災害警戒情報の運用図

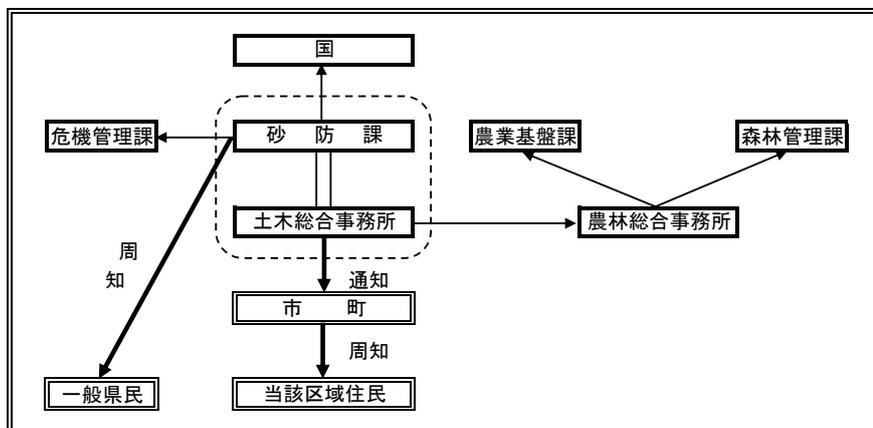


※ 金沢市内 土砂災害警戒区域等指定箇所：559箇所（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）

11.5 緊急調査及び土砂災害緊急情報

人家おおむね10戸以上に急迫した危険が予想される大規模な土砂災害の対応を円滑かつ的確に行なうことを目的に、国又は県は、重大な土砂災害が想定される地区及び時期を明らかにするために必要な緊急調査を実施し、市町が適切に住民の避難指示を行えるよう、土砂災害緊急情報を通知・周知するものとする。

土砂災害緊急情報の運用



参考となる防災気象情報	行動を促す情報（避難情報等）
<p data-bbox="225 387 451 421"><b>警戒レベル3相当</b></p> <p data-bbox="225 436 730 470">◇大雨警報（土砂災害）金沢地方気象台</p> <p data-bbox="225 486 628 519">◇土砂災害の危険度分布（警戒）</p> <p data-bbox="435 539 523 607"></p> <p data-bbox="225 627 451 660"><b>警戒レベル4相当</b></p> <p data-bbox="225 676 477 710">◇土砂災害警戒情報</p> <p data-bbox="225 725 711 759">◇土砂災害の危険度分布（非常に危険）</p> <p data-bbox="252 775 320 808">※1)</p> <p data-bbox="435 828 523 896"></p> <p data-bbox="225 916 451 949"><b>警戒レベル5相当</b></p> <p data-bbox="225 965 571 999">◇大雨特別警報（土砂災害）</p>	<p data-bbox="884 376 1305 454"><b>警戒レベル相当情報等、総合的に避難指示等の発令を判断する</b></p> <p data-bbox="810 537 979 571"><b>警戒レベル3</b></p> <p data-bbox="810 586 1010 620">◇高齢者等避難</p> <p data-bbox="810 636 1289 759">※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり自主的に避難</p> <p data-bbox="810 775 979 808"><b>警戒レベル4</b></p> <p data-bbox="810 824 954 857">◇避難指示</p> <p data-bbox="810 965 979 999"><b>警戒レベル5</b></p> <p data-bbox="810 1014 1217 1093">◇緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)</p>

出典) 避難情報に関するガイドライン（内閣府）

※1) 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。

注) 気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

## 第12章 水防信号、水防標識等

水防標識及び水防信号は、「石川県水防規則（昭和24年石川県規則第74号）」に準ずるものとする。

### 12.1 水防信号

水防信号は、次のとおりである。

第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動しなければならないことを知らせるもの。

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動しなければならないことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため、立ち退かなければならないことを知らせるもの。

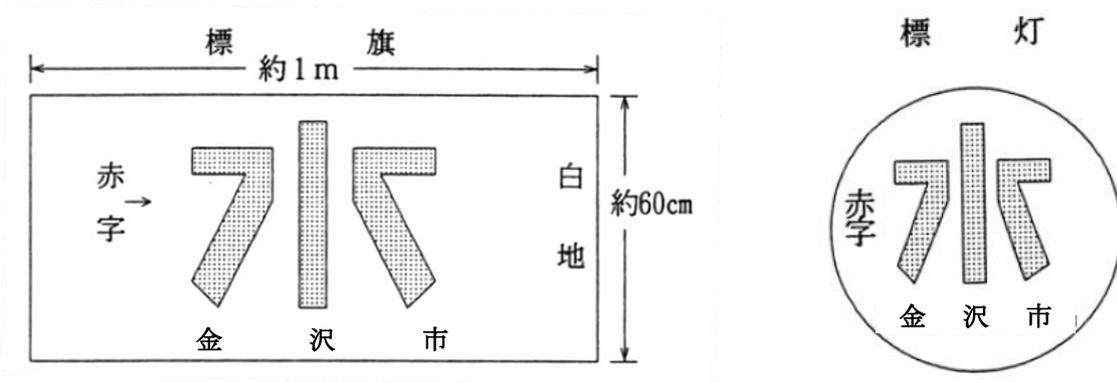
方法 区分	サイレン信号										
第1信号	約5秒 ○	約15秒 —	約5秒 休止	—	約5秒 ○	約15秒 —	約5秒 休止	—	約5秒 ○	約15秒 —	約5秒 休止
第2信号	約5秒 ○	約6秒 —	約5秒 休止	—	約5秒 ○	約6秒 —	約5秒 休止	—	約5秒 ○	約6秒 —	約5秒 休止
第3信号	約10秒 ○	約5秒 —	約10秒 休止	—	約10秒 ○	約5秒 —	約10秒 休止	—	約10秒 ○	約5秒 —	約10秒 休止
第4信号	約1分 ○	約5秒 —	約1分 休止	—	約1分 ○	—	—	—	約1分 ○	—	—

備考

1. 信号は適宜の時間、継続すること。
2. 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3. 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の発生の恐れがある場合は、上記に準じて水防信号を発する。

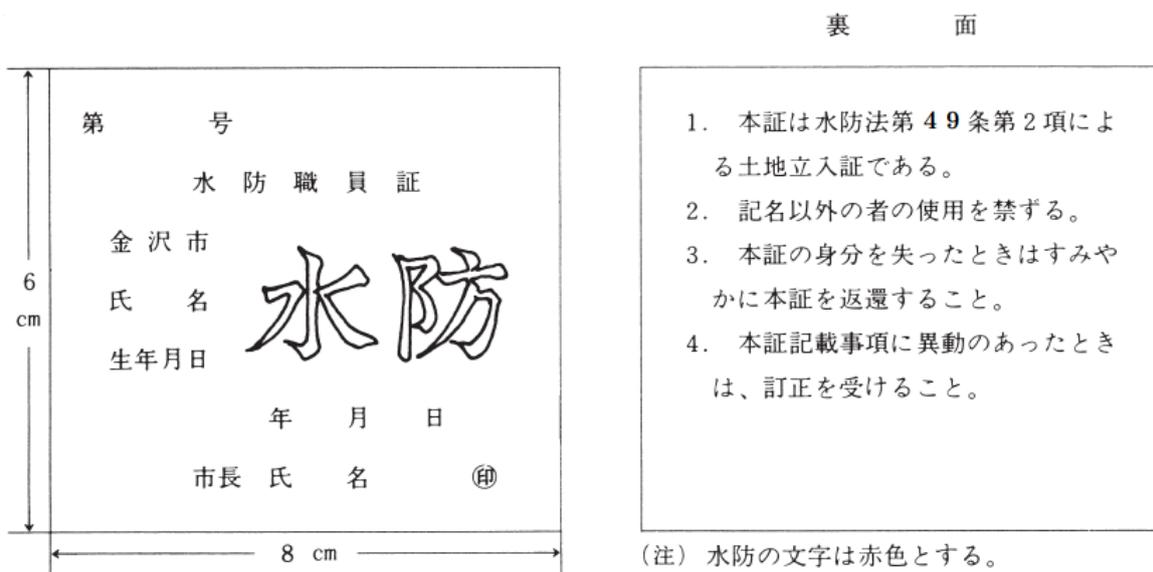
## 12.2 水防標識

水防用緊急自動車として使用する自動車は、次の標識を用いるものとする。



## 12.3 身分証票

法第49条の規定により、水防のため必要な土地に立ち入る場合には、次の身分証票を携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。



## 第13章 協力及び応援

### 13.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（石川県知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

#### <河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所や備蓄資機材の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

### 13.2 下水道管理者の協力

下水道管理者（公営企業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

#### <下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対する下水道に関する情報の提供  
(「かなざわ雨水情報」システムにより入手する情報)
- (2) 水防管理団体に対する氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

## 第14章 費用負担と公用負担

### 14.1 公用負担

#### (1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

#### (2) 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第	号
公用負担権限委任証明書	
身分	
氏名	
上記の者に	の区域における水防法第28条第2項の権限行使を委任した
ことを証明します。	
年 月 日	
	市長 氏 名 印

#### (3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号	公 用 負 担 証		
目 的 物		種 類		数 量
負 担 内 容		使 用	収 用	処 分 等
年	月	日		
				市 長 氏 名 印
		様		

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

## 第15章 水防報告と水防記録

### 15.1 水防報告

本部長は、水防活動が終結したときは、石川県水防計画に基づく水防てんまつ報告書及び水防実施状況報告書などにより必要事項をとりまとめて石川県県央土木総合事務所を經由して県本部へ報告するものとする。

### 水 防 て ん ま つ 報 告

#### 1 降雨・洪水の増減

水防管理団体名

月 日	観測所名	時 刻	天 候	降 雨 状 況 (降り始め、総量)	水 位	警戒水位より通常水位に復するまでの毎時の観測値	摘 要

#### 2 水防実施状況報告

県	管理団体名	指定非指定	報告年月日 年 月 日						
1 出水の状況	〇 〇 川	〇 〇 m 〇 〇 m 〇 〇 mm	所 要 経 費	人件費	手 当	円	県 補 助	円	
	氾 濫 注 意 水 位			そ の 他	円	管 理 団 体	円		
	出 水 位			雑 費	円	合 計	円		
	雨 量			燃 料 費	円				
2 水防実施箇所	左 〇 〇 支 派 川 右 〇 〇 地 先 〇 〇 川		資 材 費	円					
3 日 時	自 月 日 時 至 月 日 時		器 材 費	円					
4 出動人員概況	消 防 団 員	そ の 他	計	功 労 者 の 氏 名 年 齢 所 属 及 び 功 績 概 要	〔 管理団体の水防従事者の立場より見て記入すること 〕				
	名	名	名						
5 水防作業の概況及び方法	〇 〇 工 法 〇 〇 箇 所 〇 〇 川								
6 水防の結果	効 果	堤 防	田	畑	家	鉄 道	道 路	人 口	そ の 他
	被 害	m	町	町	戸	m	m	人	

3 その他の施設の異常の有無

河川名	地名	工種	被害内容	被害延長 m	被害金額	摘要

4 使用資材の種類及び人員数並びに回収分

備蓄所名	使用資材	使用員数	回収員数	損失金額	摘要

5 水防法第 28 条による負担命令の種類及び人員

種類	員数	損失額	損失者住所氏名	理由

6 警察災害救助隊の援助活動

7 立退き状況

8 水防関係者の死亡及び傷害

罹災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体名	摘要

9 殊勲者及びその功績

10 現場指導官公吏氏名

### 1 1 水防に要した経費

人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要

### 1 2 事後水位について考慮を要する点、その他水防管理者（市長）の所見

## 第16章 水防訓練

### 16.1 水防訓練

毎年出水期前に、水防本部及び関係機関と水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。水防訓練は実情に即応した規定により実施するものとし、特に一般市民の参加による水防思想の普及及び高揚に努めるとともに、関係官署や市民等と連携を図り、情報伝達体制や避難体制を確立していくものとする。

水防訓練の項目はおおむね次のとおりである。

- (ア) 観測（水位等）
- (イ) 通報（電話、無線、伝達）
- (ウ) 動員（水防本部職員、居住者の応援、河川管理者、下水道管理者等）
- (エ) 輸送（資材、器材、人員）
- (オ) 工法（各水防工法）
- (カ) 避難（危険区域居住者の避難）

## 第17章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保

### 及び浸水の防止のための措置

#### 17.1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣は、洪水予報河川である手取川について、また、石川県知事は、水位周知河川である犀川、浅野川、伏見川、高橋川、安原川、大野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川及びその他小規模河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を（洪水）浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

現在、本市に係る（洪水）浸水想定区域図は次のとおりである。

##### ○浸水想定区域図【手取川】

[http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3\\_bousai/shinsui/index.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/mb3_bousai/shinsui/index.html)

##### ○浸水想定区域図【犀川、浅野川、伏見川、高橋川、安原川、大野川、河北潟、金腐川、森下川、津幡川、宇ノ気川、木曳川、馬場川、十人川、木呂川、碓川、内川、平沢川、倉谷川、大徳川、新大徳川、弓取川、浅野川放水路、湯の川、大宮川、河北潟西部承水路、涌波川、田島川】

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kasen/sinsui-m/>

#### 17.2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

金沢市防災会議は、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地  
イ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの  
ロ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者）が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの  
ハ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場

等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

### 17.3 水害ハザードマップ

本市では、(洪水)浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「金沢市水害ハザードマップ」を作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、「金沢市水害ハザードマップ」に記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この「金沢市水害ハザードマップ」を有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

○金沢市水害ハザードマップ(別表10、P93)

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/anzen\\_anshin/bosai/2/6/15696.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/bosai/2/6/15696.html)

### 17.4 予想される水災の危険の周知等

本市では、過去の降雨により河川が氾濫した際に浸水した地点を水害リスク情報として把握している。

把握した水害リスク情報は、浸水実績等を地図上に示した図面のホームページ掲載により公表し、住民等に周知している。

○浸水実績区域図

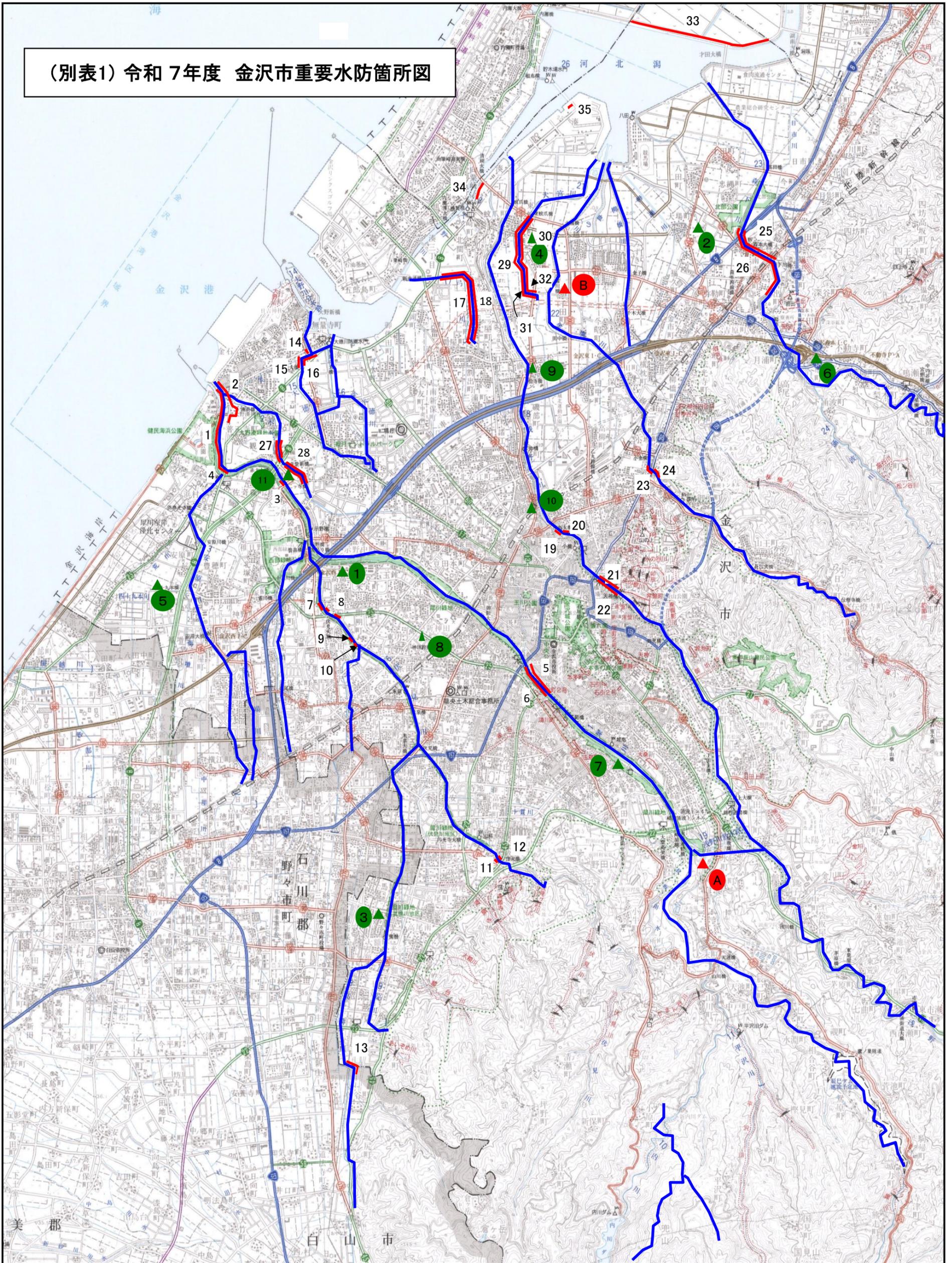
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/naisuiseibika/gyomuannai/1/1/2/9368.html>

### 17.5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難確保のための訓練を実施しなければならない。また、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、本市では、要配慮者利用施設が円滑に避難確保計画の作成及び訓練等を実施できるよう、避難訓練シナリオの作成支援を含む、総合的な避難訓練マニュアルを作成し、ホームページに掲載している。

(別表1) 令和7年度 金沢市重要水防箇所図



重要水防箇所	1 ~ 34						備考
水防倉庫	① 高島	② 森本	③ 南部	④ 湖南	⑤ 安原	⑥ 河原市	金沢市
	⑦ 大桑	⑧ 神田	⑨ 松寺	⑩ 七ツ屋	⑪ 赤土		石川県
資材置場	● A 大桑	● B 大浦					石川県

(別表2) 水位周知河川水位情報様式

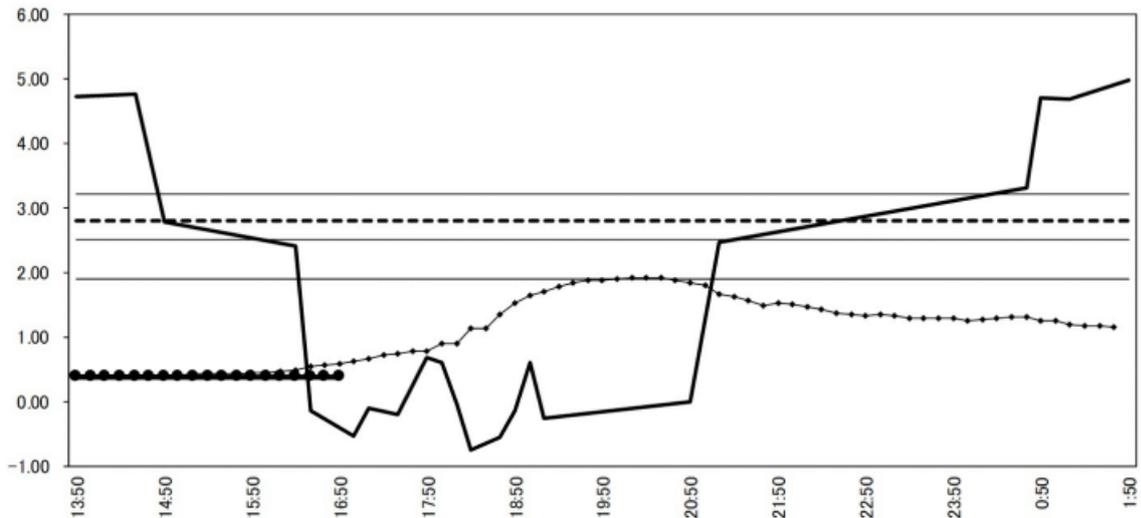
〇〇川 氾濫警戒情報

○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日  
 ○ ○ 時 ○ ○ 分 発表  
 × × 土木総合事務所

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、◆◆市□□の△△観測所で高齢者等避難の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位△.△△mに達しました。

- 水位危険度レベル
- レベル5 氾濫の発生
  - レベル4 氾濫危険水位超過
  - レベル3 避難判断水位超過
  - レベル2 氾濫注意水位超過
  - レベル1 水防団待機水位超過

(m) 〇〇川 △△観測所



	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	0.00 m
	避難判断水位	0.00 m
	氾濫注意水位(警戒水位)	0.00 m
	水防団待機水位(通報水位)	0.00 m
	今回出水の水位変化	
	平成00年 00月出水実績	

伝達確認	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	受信者					

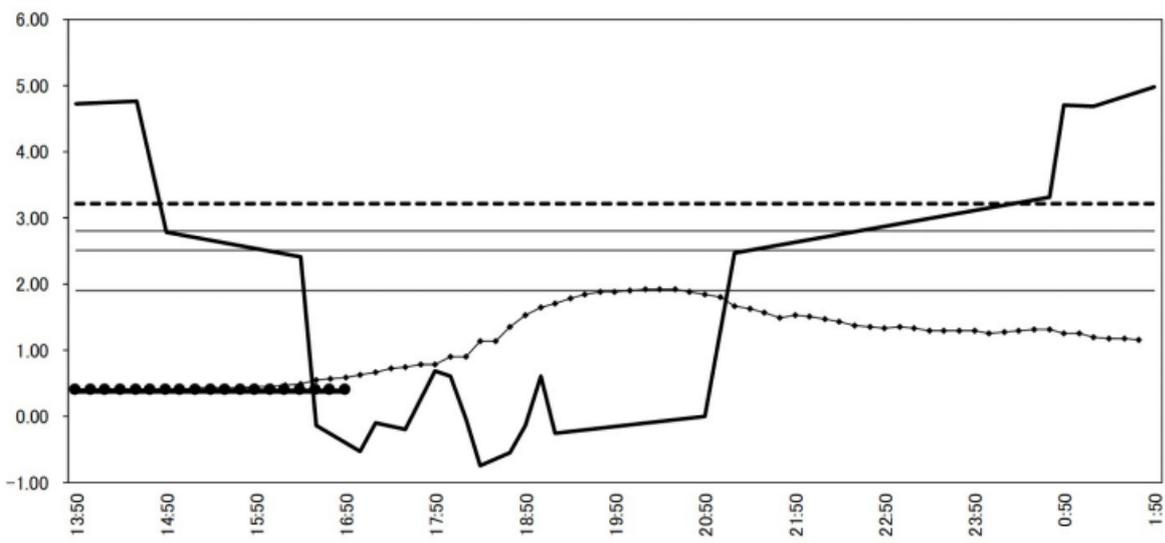
# 〇〇川 氾濫危険情報

○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日  
 ○ ○ 時 ○ ○ 分 発 表  
 × × 土 木 総 合 事 務 所

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川は、〇〇時〇〇分に、◆◆市□□の△△観測所で避難指示の目安のひとつとなる水位である氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)△.△△mに達しました。

- 水位危険度レベル
- レベル5 氾濫の発生
  - レベル4 氾濫危険水位超過
  - レベル3 避難判断水位超過
  - レベル2 氾濫注意水位超過
  - レベル1 水防団待機水位超過

〇〇川 △△観測所



	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	0.00 m
	避難判断水位	0.00 m
	氾濫注意水位(警戒水位)	0.00 m
	水防団待機水位(通報水位)	0.00 m
●	今回出水の水位変化	
◆	平成00年 00月出水実績	

伝達確認	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

## 〇〇川 氾濫発生情報

○ ○ ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日  
 ○ ○ 時 ○ ○ 分 発 表  
 × × 土 木 総 合 事 務 所

【警戒レベル5相当情報[洪水]】〇〇川では、◆◆市△△(左岸・右岸)付近より氾濫が発生しました。

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位超過
- レベル1 水防団待機水位超過

伝達確認	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	通知先					
	電話番号					
	F A X					
	通報者					
受信者						
受信確認時間	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

(別表3) 水防警報発表様式

(水防警報様式) 受信者用

水防警報(準備/出動/状況/解除)						
発表河川	基準水位観測所	発表番号				
〇〇川	△△水位観測所	第〇号				
〇〇〇〇年〇月〇日〇時〇分		石川県××土木総合事務所発表				
<b>【現況】</b>						
・〇〇川の△△水位観測所(◆◆市□□町)の水位は、〇日〇時〇分現在 △△. △△mです。						
<b>(参考)</b>						
△△水位観測所の諸元						
・付近の堤防高	〇. 〇〇m	・氾濫注意水位(警戒水位)	〇. 〇〇m			
・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	〇. 〇〇m	・水防団待機水位(通報水位)	〇. 〇〇m			
・避難判断水位	〇. 〇〇m					
<b>【発表】</b>						
・水防機関は準備してください。・水防機関は出動してください。・水防機関は嚴重に警戒してください。						
・水防警報を解除します。なお、今後も気象状況の変化に十分注意してください。						
〇〇川の水防警報発表状況						
基準水位観測所/情報種別	準備	出動	解除			
△△(◆◆市□□町)		○				
☆☆(◆◆市★★町)		○				
問い合わせ先 石川県 ××土木総合事務所 〇〇課 電話000-000-0000						
<b>(参考)</b>						
「雨量」「水位」等の情報は下記のサイトからもご覧いただけます。						
石川県 河川総合情報 システム	パソコンから <a href="http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp">http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp</a>	スマートフォンから <a href="http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/sp">http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/sp</a>	携帯電話から <a href="http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/tel">http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/tel</a>			
伝達確認	通知先					
	電話番号					
	FAX					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間					
	通知先					
	電話番号					
	FAX					
	通報者					
	受信者					
	受信確認時間					



(別表 5) 逆水門・放水門所在地

## 大野川水系

河川名	名称	所在地	構造	管理者	種別
浅野川	主計町3番逆水門	主計町3-2先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	金沢市(河川水防課)	手動 (ラック式)
〃	東山ゲート	東山3丁目1-1	鋳鉄製スライドゲート	〃	電動
〃	主計町2番逆水門	主計町2-12先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	東山1丁目逆水門	東山1丁目1-33先	鋼製フラップゲート	〃	手動
〃	源太郎川逆水門 (並木町)	並木町1-2先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	並木町その1逆水門	並木町1-10先	〃	〃	手動
〃	八幡ゲート	東山1丁目18-27先	〃	〃	〃
〃	東山18番逆水門	東山1丁目18-23先	鋼製フラップゲート	〃	〃
〃	東山19番逆水門	東山1丁目18-19先	鋼製スライドゲート	〃	〃
〃	東山20番逆水門	東山1丁目19-13先	鋼製フラップゲート	〃	〃
〃	天神橋橋詰逆水門	並木町3-43先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	横山町逆水門	材木町28-1先	〃	〃	〃
〃	源太郎川逆水門(桜町)	桜町5-35先	〃	〃	〃
〃	鈴見橋左岸下流逆水門	桜町5-8先	〃	〃	〃
〃	旭町逆水門	旭町2丁目10-5先	〃	〃	〃
〃	兼六中学校横逆水門	田井町12-12先	鋼製フラップゲート	〃	手動
大野川	湊東部2号水門	湊3丁目18先	鋼製転倒堰	北間町生産組合 須崎町生産組合	〃
〃	湊東部3号水門	湊3丁目26-1先	〃	〃	〃
〃	湊東部4号水門	湊3丁目34先	〃	〃	〃
〃	木谷公園逆水門	粟崎町リ54-1先	鋼製スライドゲート	金沢市河川水防課)	〃
〃	須崎町逆水門	湊2丁目1先	鋼製転倒堰	北間町生産組合 須崎町生産組合	〃
〃	蚊爪排水門	湊2丁目11-1先	鋼製スライドゲート	蚊爪町生産組合	電動
金腐川	小坂町放水門	小坂町南55-8先	〃	金沢市(河川水防課)	〃
新大徳川	前川逆水門	無量寺町ト119-1先	鋼製スライドゲート	〃	電動

河川名	名称	所在地	構造	管理者	種別
新大徳川	無量寺逆水門	無量寺町ホ112先	鋼製スライドゲート	金沢市(河川水防課)	手動
弓取川	直江排水門	直江町ル13-1先	鋼製マイタゲート	直江町生産組合	電動
〃	弓取団地排水門	弓取町120先	スライドゲート	金沢市(河川水防課)	手動
〃	弓取団地小逆水門	弓取町210先	鋼製スライドゲート	〃	〃
大宮川	東蚊爪町ポンプ場水門	東蚊爪町233先	〃	東蚊爪町土地改良区	〃
〃	水中ポンプ排水門	東蚊爪町ぬ10先	〃	〃	電動
〃	大宮川水中ポンプ排水門	東蚊爪町ト45-1先	〃	〃	〃
〃	湖南D水路逆水門	東蚊爪町へ116先	鋼製ローラーゲート	〃	〃
〃	東蚊爪町1号水門	東蚊爪町ホ69-1先	鋼製スライドゲート	〃	〃
〃	東蚊爪町2号水門	東蚊爪町へ211先	〃	〃	〃
〃	東蚊爪町3号水門	東蚊爪町119先	〃	〃	〃
〃	東蚊爪町4号水門	東蚊爪町158先	〃	〃	〃
〃	大浦1号水門	大浦町ニ49-2先	鋼製スライドゲート	大浦町生産組合	〃
〃	大浦2号水門	大浦町ヌ126-2先	〃	〃	〃
〃	大浦3号水門	大浦町ヲ2-3先	〃	〃	〃
〃	大浦4号水門	大浦町リ60-1先	〃	〃	〃
柳瀬川	大場1号水門	大場町東745先	〃	金沢市(河川水防課)	手動
〃	大場2号水門	大場町東378先	〃	大場土地改良区	電動

犀川水系

河川名	名称	所在地	構造	管理者	種別
犀川	二塚放水門	二ツ寺町105-1先	鋼製スライドゲート	金沢市 (農業基盤整備課)	電動
〃	示野団地放水門	示野町西28先	〃	金沢市(河川水防課)	手動
〃	示野放水門	示野町南34先	〃	〃	〃
〃	高島ポンプ場放水門	高島3丁目290先	〃	〃	〃
〃	高島逆水門	高島3丁目113先	〃	〃	電動
〃	戸板ポンプ場放水門	示野中町2丁目77先	〃	〃	手動
〃	示野中町放水門	示野中町2丁目114先	〃	〃	電動
〃	玉鉾逆水門	玉鉾4丁目176先	〃	〃	手動
〃	桜田町放水門	示野中町2丁目18先	〃	〃	〃
〃	玉鉾ゲート	玉鉾2丁目422先	鋼製ローラーゲート	〃	〃
〃	出雲町逆水門	出雲町イ447先	鋼製スライドゲート	〃	〃
〃	菊川ゲート	菊川2丁目5-14先	〃	〃	〃
〃	城南1丁目放水門	城南1丁目5-6先	〃	〃	〃
〃	城南排水路逆水門	城南1丁目22-31先	〃	〃	〃
〃	法島町逆水門	大桑町ロ乙41-1先	〃	〃	〃
〃	西大桑逆水門	大桑町ム1-1先	〃	〃	〃
安原川	佐奇森橋詰逆水門	専光寺町ハ35-1先	鋼製スライドゲート	〃	電動
〃	専光寺3号逆水門	専光寺町ハ86先	〃	〃	手動
〃	専光寺1号逆水門(下流)	専光寺町ニ57-1先	〃	〃	〃
〃	専光寺2号逆水門(上流)	専光寺町ニ57-1先	〃	〃	〃
〃	浜専光寺橋詰逆水門	専光寺町ヲ113-1先	〃	〃	〃
〃	市田川逆水門	豊徳町314先	〃	〃	〃
〃	上安原町逆水門	上安原町(上安原霊園)	〃	〃	〃
伏見川	高島逆水門	高島2丁目99先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	電動
〃	進和町放水門	進和町10先	〃	〃	〃
〃	古府町東逆水門	古府2丁目1先	鋼製ローラーゲート	〃	〃
〃	古府ポンプ場放水門	古府2丁目4先	〃	〃	手動
〃	黒田橋下流逆水門	間明町2丁目24-5先	鋼製スライドゲート	〃	電動
〃	間明町制水門	間明町2丁目200先	鋼製ローラーゲート	〃	手動

河川名	名称	所在地	構造	管理者	種別
伏見川	保古ポンプ場放水門	保古3丁目183-1先	鋼製ローラーゲート	金沢市 (河川水防課)	手動
〃	東力2丁目1号逆水門	東力2丁目50先	鋼製スライドゲート	〃	電動
〃	東力2丁目2号逆水門	東力2丁目36-2先	〃	〃	〃
〃	保古町幹1号逆水門	保古1丁目120先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	糸田2丁目逆水門	糸田2丁目180先	鋼製スライドゲート	〃	手動
〃	米泉2号逆水門	米泉町10丁目1先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	糸田1丁目逆水門	糸田1丁目222先	〃	〃	〃
〃	米泉逆水門	米泉町9丁目78-1先	鋼製スライドゲート	〃	手動
〃	西泉1号放水門	西泉6丁目132-1先	鋼製フラップゲート	〃	〃
〃	西泉2号放水門	西泉4丁目36先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	米泉2号放水門	米泉5丁目83-5先	〃	〃	〃
〃	西泉3号放水門	西泉3丁目108先	〃	〃	手動
〃	米泉3号放水門	米泉4丁目86先	鋼製フラップゲート付 スライドゲート	〃	手動 (ラック式)
〃	西泉4号放水門	西泉1丁目79-1先	〃	〃	〃
〃	伏見川排水逆水門	久安4丁目352-3先	鋼製スライドゲート	〃	手動
〃	窪排水路逆水門	伏見台3丁目3-18先	〃	〃	〃
〃	円光寺逆水門	伏見台1丁目5-8先	〃	〃	〃
高橋川	横川1号放水門	横川1丁目199-8先	〃	〃	〃
〃	横川2号放水門	横川1丁目232-3先	〃	〃	〃
〃	横川3号放水門	横川2丁目82先	〃	〃	〃
十人川	新保本町逆水門	新保本4丁目38先	鋼製ローラーゲート	〃	〃
増泉川	増泉川第1逆水門	糸田新町10-25先	鋼製スライドゲート	〃	〃
〃	増泉川第2逆水門	増泉5丁目7-5先	〃	〃	〃

(別表6-1) 河川水防課で管理する調整池一覧表

番号	調整池名称	設置位置	(m <sup>2</sup> ) 調整池面積	(m <sup>3</sup> ) 調整池容量
1	金石1号	金石北3丁目344番4	110	152
2	金石2号	金石北2丁目221番52	311	258
3	観音堂2号	観音堂町イ140番	2,082	583
4	松村1号	松村7丁目31番	798	673
5	松村2号	松村7丁目115番外6筆	1,608	2,235
6	畝田1号	畝田町中4丁目36番2	394	313
7	近岡1号	近岡町923番30	402	548
8	近岡2号	近岡町191番4	591	430
9	近岡3号	近岡町864番6	841	740
10	御供田1号	御供田町口63番3	720	482
11	割出町1号	割出町107番9	36	25
12	割出町2号	割出町533番9外3筆	441	464
13	諸江1号	諸江町中丁91番9	305	323
14	諸江サン・タウン1号・2号	諸江町上丁556番3、556番4	200	349
15	長田本1号	長田本町ト66番2、66番3	218	104
16	専光寺ニュータウン	専光寺町二65番5	508	405
17	打木1号	打木町西237番44	92	91
18	安原工業団地2号	打木町東1300番	2,092	1,877
19	安原工業団地3号	福増町北374番3	497	390
20	安原工業団地5号	打木町東1445番	2,798	3,299
21	安原工業団地6号	打木町東1447番	852	945
22	福増1号	福増町北943番	505	700
23	上荒屋4号	上荒屋2丁目3番11	104	220
24	上荒屋2号	上荒屋2丁目79番1	403	200
25	八日市出町1号	八日市出町243番11	260	650
26	八日市沈砂池	八日市4丁目183番	131	
27	市営大桑団地1号	大桑町平42番25	2,423	1,159
28	笠舞本町1号	笠舞本町1丁目139番14	88	79
29	笠舞本町2号	笠舞本町2丁目512番	207	107
30	土清水1号	土清水町3丁目83番	1,594	3,700
31	土清水2号	土清水町3丁目59番	383	565
32	土清水3号	土清水町3丁目63番	330	417
33	末町1号	末町十四63番7	150	284
34	末町2号	末町五69番	467	912
35	太陽ヶ丘1号	太陽ヶ丘1丁目13番外1筆	23,142	13,513
36	太陽ヶ丘2号	太陽ヶ丘2丁目263番	10,814	7,752
37	鳴和1号	鳴和町夕239番	311	824
38	鳴和台1号	鳴和台285番	450	660
39	鳴和台2号	鳴和台20番	400	810
40	南御所町	南御所町53番	200	160
41	御所1号	御所1丁目49番	9,613	22,500
42	御所2号	御所2丁目344番	8,070	41,000
43	千木町1号	千木町ル91番1	398	353
44	瑞樹団地1号	みずき2丁目265番	17,450	11,110
45	金市1号	金市町イ5番4	980	857

番号	調整池名称	設置位置	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量
46	百坂町	百坂町リ 79 番	160	400
47	荒屋 1 号	荒屋町イ 39 番 3	363	399
48	弥勒町	弥勒町力 144 番 1	307	293
49	南森本 1 号	南森本ヲ 44 番 1 外 21 筆	484	504
50	湖陽住宅団地 1 号・2 号	湖陽 2 丁目 147 番	11,240	13,563
51	利屋町 1 号	利屋町ム 40 番 126	460	2,368
52	利屋町 2 号	利屋町ソ 11 番 6	37	72
53	観法寺 1 号	観法寺町 65 番 2	852	1,532
54	岩出町	岩出町チ 39 番	154	155
55	塚崎町 1 号	塚崎町ホ 89 番	100	100
56	北陽台 1 号	北陽台 3 丁目 14 番	4,751	11,450
57	北陽台 2 号	北陽台 3 丁目 22 番、23 番	3,601	5,210
58	北陽台 3 号	北陽台 2 丁目 11 番、13 番	5,331	9,800
59	北陽台 4 号	北陽台 2 丁目 26 番、27 番、30 番	3,564	5,050
60	北陽台 5 号	北陽台 2 丁目 49 番、52 番	2,527	5,690
61	北陽台 6 号	北陽台 2 丁目 63 番	1,065	3,646
62	南森本 2 号	南森本町リ 105 番 28	93	46
63	上荒屋 3 号	上荒屋 1 丁目 346 番	1,260	2,980
64	千木町 2 号	千木町ル 96 番 4	238	288
65	打木 2 号	打木町西 235 番 14	37	26
66	神谷内	神谷内町葵 1 番 27	133	248
67	観法寺 2 号	観法寺町ハ 81 番	151	148
68	三池新町 1 号	三池新町 225 番	81	425
69	瑞樹団地 2 号	みずき 3 丁目 282 番	6,980	4,850
70	瑞樹団地 3 号	みずき 4 丁目 248 番	3,151	2,900
71	瑞樹団地 4 号	みずき 4 丁目 249 番	2,752	2,000
72	瑞樹団地 5 号	みずき 4 丁目 250 番	2,203	709
73	北陽台 7 号	北陽台 2 丁目 93 番、94 番、95 番	1,799	2,417
74	北陽台 8 号	北陽台 1 丁目 4 番、5 番、6 番、25 番	2,289	4,428
75	北陽台 9 号	北陽台 1 丁目 18 番	2,878	1,063
76	下安原 1 号	下安原町西 254 番 4	109	186
77	上安原第一	上安原南 33 番	710	910
78	玉鉾 1 号	玉鉾 1 丁目 12 番	264	231
79	花園	花園八幡町口 10 番 18	896	1,014
80	吉原町	吉原町ヨ 34 番 9	100	46
81	塚崎町 2 号	塚崎町口 11 番 4 外 2 筆	654	883
82	小立野	小立野 1 丁目 29 番 1	386	157
83	鳴和 2 号	鳴和町 1 番	1,507	1,027
84	泉野町 1 号	泉野町 1 丁目 188 番 14、15	419	334
85	千木町 3 号	千木町カ 7 番 48	739	701
86	乙丸町	乙丸町丙 28 番 5	352	474
87	笠舞本町 3 号	笠舞本町 2 丁目 224 番 24	88	69
88	いなほ 1 号	いなほ 2 丁目 15 番	3,393	2,754
89	松村 4 号	松村 3 丁目 550 番の一部	1,870	1,220
90	松村 3 号 (2 箇所)	松村 4 丁目 688 番の一部	1,340	1,340
91	四十万町 (ハ-カイト`四十万)	額谷町イ 30 番 3	450	1,188
92	高柳町	高柳町ニ 35 番	81	60

番号	調整池名称	設置位置	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量
93	専光寺町	専光寺町ワ 62 番	116	115
94	寺町 1 丁目	寺町 1 丁目 482 番 1	53	30
95	緑が丘	緑が丘 173 番	15	8
96	畝田 2 号	畝田東 1 丁目 41 番	89	65
97	三池栄町 1 号	三池栄町 345 番	1,108	1,300
98	三池栄町 2 号	三池栄町 58 番	1,991	3,750
99	緑が丘 2 号	緑が丘 396 番 1	77	42
100	御影町	御影町 292 番	123	114
101	四十万町 2 号	四十万町リ 40 番	90	39
102	増泉	増泉 2 丁目 147 番	44	33
103	薬師堂 1 号	薬師堂町 112 番	53	25
104	米泉 1 号	米泉町 9 丁目 47 番	82	60
105	専光寺町 2 号	専光寺町カ 56 番	116	103
106	寺中町 1 号	寺中町ホ 49 番 10	189	93
107	間明 1 号	間明町 1 丁目 122 番 8	57	31
108	円光寺本町 1 号	円光寺本町 138 番 9	26	19
109	松村 5 号	松村 6 丁目 63 番	94	58
110	十一屋町 1 号	十一屋町 310 番	57	21
111	割出町 3 号	割出町 52 番 1	107	55
112	八日市 1 号	八日市 1 丁目 273 番	123	62
113	今町 1 号	今町ル 20 番 1	145	60
114	大野町 1 号	大野町 4 丁目ワ 44 番	112	42
115	割出町 4 号	割出町 54 番 9	107	63
116	割出町 5 号	割出町 38 番 6	160	106
117	米泉 2 号	米泉町 4 丁目 1 番 14	173	93
118	浅野本町 1 号	浅野本町 2 丁目 323 番 1	28	9
119	北安江 1 号	北安江 4 丁目 1640 番 9	26	11
120	神野花水木公園(暫定調整池)	神野 3 丁目 25 番	10	367
121	河原市町 1 号	河原市町 23 番	7,886	9,256
122	泉野町 2 号	泉野町 2 丁目 259 番	24	11
123	平和町 1 号	平和町 2 丁目 143 番 24	84	82
124	上荒屋 1 号	上荒屋 4 丁目 75 番 2 先	1,272	340
125	観音堂 1 号	観音堂町ロ 173 番 2、4	263	28
126	観音堂 3 号	観音堂町ル 81 番 1	644	837
127	千木町 4 号	千木町カ 7 番 43、7 番 49	383	405
128	市営大桑団地 2 号	大桑町平 42 番 46	435	232
129	三池栄町 3 号	三池栄町 346 番	1,166	403
130	直江北 5 号	直江北 1 丁目 176 番	1,160	928
131	小坂町 1 号	小坂町イ 160 番 13	207	166
132	三池新町 2 号	三池新町 251 番	467	158
133	三池新町 3 号	三池新町 32 番	385	128
134	笠舞本町 4 号	笠舞本町 2 丁目 492 番 14	277	134
135	米泉 3 号	米泉町 10 丁目 1 番 31	350	303
136	米泉 4 号	米泉町 10 丁目 1 番 161	490	531
137	柳橋町 1 号	柳橋町ア 27 番 15	101	45
138	近岡 4 号	近岡町 423 番 8	107	58
139	平和町 2 号	平和町 2 丁目 168 番 14	91	43

番号	調整池名称	設置位置	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量
140	戸板東1号	若宮町卜103番	800	1,200
141	戸板東2号	戸板4丁目19番, 若宮町へ205番	4,350	4,255
142	戸板東3号	戸板5丁目99番	980	1,191
143	戸板東4号	戸板5丁目87番, 197番	1,995	1,719
144	戸板東5号	戸板5丁目57番, 桜田町サ213番	2,050	2,403
145	戸板東6号	戸板5丁目6番	1,000	630
146	戸板西6号	示野町ハ363番	1,100	1,188
147	戸板西7号	示野町口410番	450	486
148	戸板西8号	示野町リ233番	4,310	2,092
149	戸板西9号	示野町リ301番	600	480
150	木曳野1号	木曳野4丁目184番	940	1,512
151	木曳野2号	木曳野3丁目31番	1,020	1,533
152	南森本町3号	南森本町ル178番4	107	62
153	大友1号	大友3丁目31番	757	368
154	大友2-1号	大友2丁目213番	597	235
155	大友2-3号	大友2丁目214~220番	759	232
156	大友3-1号	大友2丁目289~293番	1,698	677
157	大友4号	大友2丁目430番	953	630
158	大友5号	大友1丁目525番	1,010	981
159	割出町6号	割出町240番3	130	121
160	小坂町2号	小坂町西10番4	25	71
161	南森本町4号	南森本町ル159番14	150	109
162	乙丸町2号	乙丸町丙63番3	109	88
163	長田本町2号	長田本町ホ19番13	97	56
164	金石3号	金石西2丁目609番8	86	30
165	諸江2号	諸江町中丁144番6	134	77
166	矢木2号	矢木2丁目182番3	106	57
167	矢木3号	矢木2丁目248番2	100	62
168	平和町3号	平和町2丁目142番19	354	156
169	北陽台10号	北陽台2丁目74	637	565
170	大河端	大河端西2丁目98	2,197	3,503
171	野田	野田1丁目175番	545	303
172	直江南1号	直江南2丁目201番	1,097	515
173	直江南2号	直江南2丁目202番	1,430	580
174	直江南3号	直江南1丁目124番	1,527	1,080
175	弥勒町2号	弥勒町カ63番13	179	138
176	高島1号	高島1丁目178番6	70	40
177	無量寺町1号	無量寺町ナ72番16	150	131
178	木曳野3号	木曳野4丁目282番4, 349番	76	51
179	観音堂4号	観音堂町ル53番7	48	57
180	四十万町3号	四十万町北カ102番9	75	69
181	四十万町4号	四十万町北カ89番9	170	112
182	南森本町5号	南森本町ル140番14	188	111
183	南森本町6号	南森本町チ67番11	70	43
184	金石4号	金石本町ハ43番	715	493
185	百坂町2号	百坂町ハ10番4	175	77
186	小坂町3号	小坂町北87番12	195	132

番号	調整池名称	設置位置	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量
187	専光寺3号	専光寺町ワ110番9	637	534
188	赤土町1号	赤土町ワ68番13	211	92
189	南森本町7号	南森本町ヌ97番7	100	69
190	御供田2号	御供田町ロ7番4、8番1	251	202
191	御供田3号	御供田町ロ7番5、8番4	199	251
192	戸水1号	戸水1丁目40番8	110	63
193	三ツ屋1号	三ツ屋町ロ7番9	60	21
194	田上本町1号	田上本町ヲ4番7	65	138
195	法光寺町1号	法光寺町96番4、98番4	164	98
196	千木1号	千木1丁目101番11	73	31
197	小坂町4号	小坂町北83番4	245	125
198	桂町1号	桂町ニ43番4	18	12
199	観法寺4号	観法寺町イ29番13	199	127
200	東力1号	東力1丁目98番8	78	18
201	錦町1号	上野本町丙34番4、錦町六字50番地2	47	18
202	安原工業団地9号	打木町東1176番2	766	600
203	いなほ2号	いなほ3丁目4(中屋町西834-2、879-2)	531	336
204	諸江3号	諸江町下丁111番5	120	57
205	柳橋町2号	柳橋町丙13番6	267	373
206	神谷内インターチェンジ1号	神谷内町タ	1,527	2,903
207	神谷内インターチェンジ3号	神谷内町ヌ	871	1,092
208	千木町5号	千木町カ43番17、カ111番7	487	402
209	安原工業団地7号	打木町東2006	4,024	4,450
210	安原工業団地8号	打木町東2005	5,268	5,700
211	山科町	山科町ヲ17番4外	25	90
212	小坂町5号	小坂町東29番、30番	23	60
213	観法寺町5号	観法寺町ろ91番18、128番2、129番16	209	401
214	専光寺町4号	専光寺町ワ81番、82番	579	788
215	桂町2号	桂町ニ2番4、26番8	328	125
216	桂町3号	桂町ト2番9	190	109
217	神谷内インターチェンジ2号	神谷内町リ	895	1,096
218	桂町4号	桂町ハ22番7	65	52
219	米泉6号	米泉町4丁目1番39	90	43
220	上安原2号	上安原町587番4	393	266
221	南森本8号	南森本町ル131番4	145	126
222	御供田4号	御供田町ロ89番6	303	106
223	弥生1号	弥生3丁目22-52	1,231	758
224	弥勒町3号	弥勒町ワ7番6外	108	45
225	米泉7号	米泉町4丁目133-18	125	21
計			244,710	294,384

(別表6-2) 河川水防課以外で管理する調整池

番号	調整池名称	設置位置 (所在地)	(m <sup>2</sup> ) 調整池面積	(m <sup>3</sup> ) 調整池容量	所管課 (所)
1	卯辰山工芸工房	卯辰町ト 10 番	2,776	557	文化政策課
2	21 世紀美術館	広坂 1 丁目 106 番	10,104	1,218	文化政策課
3	旧夕日寺小学校	夕日寺ハ 1 番	305	27	総務課
4	第 4 次安原異業種工業団地 1 号	打木町東 1400 番	3,525	2,917	商工業振興課
5	安原工業団地 1 号	打木町東 1352 番	4,646	2,488	〃
6	ものづくり会館	栗崎町 4 丁目 80 番 1	4,462	1,087	〃
7	東山観光バス駐車場	東山 3 丁目 94 番 1	19	11	観光政策課
8	地域農業管理施設調整池	下安原町東 1471 番	17,246	3,057	農業水産振興課
9	公設花き市場	二口町ニ 80 番 1	6,979	558	公設花き市場
10	野田山墓地一部移転先その 1	野田町野田山 1 番 2	120	259	市民課
11	野田山墓地一部移転先その 2	野田町丙 1 番 8	270	650	〃
12	野田山墓地一部移転先その 3	山科町ワ 1 番 121	200	430	〃
13	野田山墓地管理事務所	野田町野田山 1 番 2	285	900	〃
14	内川墓地公園 1 号	小原町ム 18 番	2,098	9,968	〃
15	城北市民テニスコート 1 号	松寺町西 90 番 1	720	1,048	スポーツ振興課
16	城北市民テニスコート 2 号	〃	4,700	816	〃
17	城北市民テニスコート 3 号	〃	2,210	205	〃
18	城北市民テニスコート 4 号	〃	2,400	223	〃
19	東金沢テニスコート	三池町 240 番 1	7,608	1,227	〃
20	安原スポーツ広場	下安原町東 1127 番	32,897	4,780	〃
21	大桑運動広場	野田町ソ 41 番 1	4,913	1,200	〃
22	額谷運動広場	額谷町ホ 2 番 3	8,480	1,496	〃
23	額谷運動広場(その 2)	額谷町ホ 2 番 3	8,255	1,433	〃
24	医王山運動公園	二俣町さ 21 番	9,443	2,305	〃
25	浅野川市民体育館	大河端町西 8 番 1	1,947	382	〃
26	湖南グランドゴルフ場	大場町西 427 番 1	160	17	〃
27	食肉検査所	才田町戊 370 番 2	5,625	3,850	試験検査課
28	東部リサイクルプラザ	鳴和台 432 番	386	494	ごみ減量推進課
29	次期廃棄場埋立場	戸室新保、中山町	3,680	1,000	環境政策課
30	東金沢駅周辺整備	三池町、高柳町	1,668	1,267	都市計画課
31	城北市民運動公園	磯部町ニ 25 番 1 外	24,021	8,363	緑と花の課
32	鞍月中央公園	直江町ト 37 番 9 外	5,462	872	〃

番号	調整池名称	設置位置 (所在地)	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量	所管課 (所)
33	清泉公園	泉本町1丁目160番1	1,730	235	〃
34	四十万きずな広場	四十万町北454番3	31,773	5,883	〃
35	大乘寺丘陵総合公園	長坂町、山科町	21,165	4,773	〃
36	西部緑道 (犀川拠点広場)		3,680	984	〃
37	西部緑道 (近岡街路工区)		260	36	〃
38	弥生さくら公園	弥生1丁目753番1	374	56	〃
39	湯涌散策園	湯涌町イ173番1	750	1,125	〃
40	額谷ふれあい公園	額谷町ホ33番	6,270	2,079	〃
41	額新町住宅	額新町2丁目76番	330	19	市営住宅課
42	大桑住宅	大桑町平42番29	957	345	〃
43	上荒屋住宅	上荒屋4丁目75番2	1,941	1,158	〃
44	松寺町住宅	松寺町	1,988	462	〃
45	松寺町住宅	松寺町卯74番	5,374	1,118	〃
46	内川第2建設発生土処理施設	別所町、山川町外	26,705	6,557	道路建設課
47	内川第1建設発生土処理施設	小原町、山川町	249,000	11,500	〃
48	道路等管理事務所	河原市町ホ123番1	1,120	389	道路管理課
49	金沢駅西広場	広岡1丁目802番外	102	93	〃
50	新幹線側道	長土堀3丁目404外	61	19	〃
51	清泉中学校	泉本町3丁目3番	12,200	970	教育総務課
52	扇台小学校	馬替1丁目34番	9,900	1,170	〃
53	三和小学校	矢木1丁目74番	7,500	1,400	〃
54	木曳野小学校	寺中町へ61番	11,100	1,283	〃
55	木曳野小学校(運動場拡張)	寺中町へ61番	17,420	1,580	〃
56	伏見台小学校	窪5丁目142番3	8,415	1,260	〃
57	大浦小学校	大浦町ヌ87番	11,500	1,850	〃
58	不動寺小学校	不動寺町イ33番	6,100	580	〃
59	不動寺小学校(運動場拡張)	〃	17,420	1,580	〃
60	高尾台中学校	高尾台1丁目128番	13,700	2,100	〃
61	新神田小学校	新神田1丁目195番1	9,200	1,670	〃
62	四十万小学校	四十万3丁目186番	11,400	1,300	〃
63	西南部小学校	八日市出町304番	7,400	1,072	〃
64	安原小学校	福増町北317番	10,300	2,050	〃
65	三谷小学校	宮野町ニ277番	8,290	1,000	〃

番号	調整池名称	設置位置 (所在地)	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量	所管課 (所)
66	夕日寺小学校	東長江町に17番	7,180	900	教育総務課
67	森本小学校(室内運動場改築)	南森本町イ111番	2,119	97	〃
68	千坂小学校(増築)	千木1丁目122番	230	46	〃
69	高岡中学校	新神田1丁目10番1	13,800	1,900	〃
70	湊中学校	近岡町217番	11,300	1,150	〃
71	北鳴中学校	小坂町北95番	11,650	1,500	〃
72	森本中学校	弥勒町ヨ22番	11,100	1,119	〃
73	犀生中学校	末町10字4番	8,763	1,255	〃
74	大徳中学校	観音堂町ト35番	13,000	2,201	〃
75	野田中学校	若草町1番23	10,946	186	〃
76	北部共同調整場	大浦町ヲ50番	1,321	465	〃
77	市立工業高等学校	畝田東1丁目1番1	3,560	402	市立工業高校
78	放牧場調整池	小豆沢町ヲ3番	1,725	3,000	生涯学習課
79	天体観測センター	平等本町13番1	300	30	〃
80	中央公民館彦三館	彦三町1丁目654番	129	51	〃
81	泉野図書館	泉野町4丁目157番2	283	283	図書館総務課
82	泉野図書館駐車場	泉ヶ丘1丁目54番外	1,743	90	〃
83	海みらい図書館	寺中町イ1番1	4,180	1,038	〃
84	金沢市立病院	平和町3丁目291番	1,503	394	市立病院
85	金沢市立病院(変更)	平和町3丁目291番	1,484	394	〃
86	北安江調整池	北安江2丁目1408番	166	130	下水道整備課
88	小橋調整池	小橋町312番	33	44	〃
89	三社調整池	三社町82番1	38	34	〃
90	長町調整池	長町3丁目426番	57	35	〃
91	東山調整池	東山3丁目1126番	36	24	〃
92	城北調整池	浅野本町ホ131番	2,738	3,634	水処理課
93	テクノパーク10号	河原市町ヌ7番	532	683	道路管理課
94	城北水質管理センター(自家発電棟)	浅野本町131番	140	61	水処理課
95	四十万中配水池	四十万町中	360	1,260	上水・発電課
96	大浦公民館	大浦町ヌ93-1、94-1	1,277	83	生涯学習課
97	泉小中学校	弥生1丁目26番1	1,436	710	教育総務課
98	金沢市役所第2本庁舎	柿木畠1番1	194	213	総務課
99	卯辰山公園(四百年の森)	卯辰町	1,840	25	緑と花の課

番号	調整池名称	設置位置 (所在地)	(㎡) 調整池面積	(㎡) 調整池容量	所管課 (所)
100	米丸小学校 (増築工事)	東力ニ 116-1	51	15	教育総務課
101	犀桜小学校	菊川 1 丁目 2 番 15	683	87	教育総務課
102	金沢未来のまち創造館	野町 3 丁目 447 番	1,045	124	産業政策課
103	城北市民運動公園 3 号	磯部町、松寺町外	1,500	886	緑と花の課
104	城北市民運動公園 6 号	〃	2,367	763	〃
105	大徳小学校 (増築工事)	松村 6 丁目 200 番	917	100	教育総務課
106	浅野川小学校 (増築工事)	須崎町チ 42 番	30	7	〃
107	緑住宅	みどり 2 丁目 1 番	41	14	市営住宅課
108	泉野福祉健康センター	泉が丘 1 丁目 54 番外	489	44	泉野福祉健康センター

(別表7) 金沢市衛星電話配備一覧表

令7年度

No.	衛星番号	配置場所	No.	衛星番号	設置場所
1	080-1957-1500	災害対策本部	31	080-1957-1530	大野町小学校
2	080-1957-1501	災害対策本部	32	080-1957-1531	金石町小学校
3	080-1957-1502	災害対策本部	33	080-1957-1532	大徳小学校
4	080-1957-1503	災害対策本部	34	080-1957-1533	戸板小学校
5	080-1957-1504	災害対策本部	35	080-1957-1534	緑小学校
6	080-1957-1505	旧野町小学校	36	080-1957-1535	押野小学校
7	080-1957-1506	金沢市立工業高校	37	080-1957-1536	米丸小学校
8	080-1957-1507	中村町小学校	38	080-1957-1537	三馬小学校
9	080-1957-1508	十一屋小学校	39	080-1957-1538	富樫小学校
10	080-1957-1509	泉野小学校	40	080-1957-1539	額小学校
11	080-1957-1510	旧新堅町小学校	41	080-1957-1540	内川小学校
12	080-1957-1511	犀桜小学校	42	080-1957-1541	犀川小学校
13	080-1957-1512	小立野小学校	43	080-1957-1542	湯涌小学校
14	080-1957-1513	旧材木町小学校	44	080-1957-1543	旧東浅川小学校
15	080-1957-1514	兼六小学校	45	080-1957-1544	田上小学校
16	080-1957-1515	長町中学校	46	080-1957-1545	俵芸術交流スタジオ
17	080-1957-1516	中央小学校	47	080-1957-1546	医王山小学校
18	080-1957-1517	長田町小学校	48	080-1957-1547	森本小学校
19	080-1957-1518	明成小学校	49	080-1957-1548	花園小学校
20	080-1957-1519	諸江町小学校	50	080-1957-1549	旧朝日小学校
21	080-1957-1520	馬場公民館	51	080-1957-1550	不動寺小学校
22	080-1957-1521	森山町小学校	52	080-1957-1551	三谷小学校
23	080-1957-1522	浅野町小学校	53	080-1957-1552	南小立野小学校
24	080-1957-1523	小坂小学校	54	080-1957-1553	伏見台小学校
25	080-1957-1524	千坂小学校	55	080-1957-1554	扇台小学校
26	080-1957-1525	夕日寺小学校	56	080-1957-1555	木曳野小学校
27	080-1957-1526	大浦小学校	57	080-1957-1556	三和小学校
28	080-1957-1527	浅野川小学校	58	080-1957-1557	長坂台小学校
29	080-1957-1528	鞍月小学校	59	080-1957-1558	新神田小学校
30	080-1957-1529	栗崎小学校	60	080-1957-1559	西南部小学校

No.	衛星番号	配置場所	No.	衛星番号	設置場所
61	080-1957-1560	米泉小学校	91	080-1964-4092	野田中学校
62	080-1957-1561	四十万小学校	92	080-1964-4093	旧小将町中学校
63	080-1957-1562	西小学校	93	080-1964-4094	市長公用車
64	080-1957-1563	安原小学校	94	080-1964-4095	鳴和中学校
65	080-1957-1564	杜の里小学校	95	080-2962-3094	長田中学校
66	080-1957-1565	松ヶ枝公民館	96	080-2962-3095	高尾台中学校
67	080-1957-1566	長土塀公民館	97	080-2962-3096	清泉中学校
68	080-1957-1567	此花町公民館	98	080-2962-3097	北鳴中学校
69	080-1957-1568	二塚公民館	99	080-2962-3098	金沢市消防局
70	080-1957-1569	松寺公民館	100	080-2952-3435	金沢市保健所
71	080-1957-1570	湖南公民館	101	080-8999-9582	紫錦台中学校
72	080-1957-1571	旧上平小学校	102	080-8999-9583	大和町防災備蓄倉庫
73	080-1957-1572	駒帰資料保管所	103	080-8999-9584	大桑防災備蓄倉庫
74	080-1957-1573	総合体育館	104	080-8999-9585	道路等管理事務所
75	080-1957-1576	城東市民体育館	105	080-2952-9547	金沢市立病院
76	080-1957-1580	浅野川市民体育館	106	080-2952-1393	金沢市立病院
77	080-1957-1581	西部市民体育会館	107	090-7746-7814	松ヶ枝福祉館
78	080-1957-1582	額谷ふれあい体育館			計 107 台
79	080-1957-1583	鳴和台市民体育会館			
80	080-1950-0298	城南中学校			
81	080-1950-0323	兼六中学校			
82	080-1950-0983	金石中学校			
83	080-1950-2204	緑中学校			
84	080-1950-2285	港中学校			
85	080-1950-2626	大徳中学校			
86	080-1950-2793	西南部中学校			
87	080-1950-4222	犀生中学校			
88	080-1950-4662	森本中学校			
89	080-1950-4791	浅野川中学校			
90	080-1964-4091	泉小学校			

(別表8)

## 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所	おもに使用する資材	
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鋼線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	川裏対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所	おもに使用する資材
漏水	川表対策	シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い川)	土俵の代わりに土のう
洗掘		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深堀れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、土俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、瀨金銅、鉄線、土のう
裏のり崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所	おもに使用する資材
裏のり崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線かご、詰め石、くい、そだ
	くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
	つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
	さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
	築きまわし工	裏のり面にくいを打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

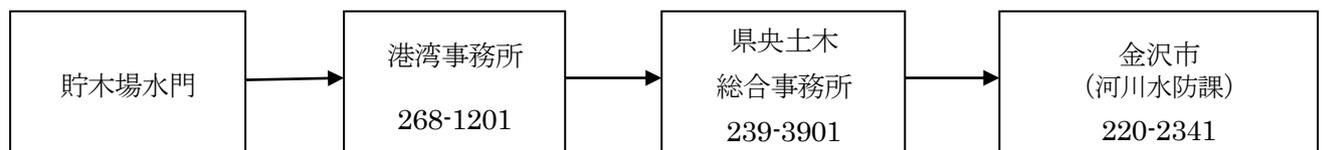
(別表 9)

## 河北潟(大野川)情報連絡系統図

(1) 昼間及び非常配備体制時



(2) 休日及び夜間



# 金沢市 水害時の安全避難ガイド ～水害ハザードマップ～

1000年以上に1回 洪水(想定最大規模)

- この「水害時の安全避難ガイド」は、国土交通省と石川県が作成した、大雨により河川が氾濫した場合、浸水する可能性のあるエリアを示した「浸水想定区域図」をもとに、市民のみなさんが避難するために必要な浸水情報や避難情報などの各種情報をまとめたものです。
- 浸水が予想される区域及びその浸水深は、雨の降り方や地形形状の変更、河川・下水道などの整備状況などにより変化することがあります。また、他の河川、水路や下水道などによる浸水を想定しておりませんので、この地図と異なる浸水が起こる場合があります。テレビやラジオなどからの情報に注意してください。
- 浸水の恐れがあるときは、金沢市から警戒レベルに応じて「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などを発表する場合があります。金沢市などの指示に従って速やかに避難しましょう。

## 【浸水想定区域の対象河川と降雨条件】

●水位周知河川  
手取川:24時間の総雨量 539mm  
犀川:2日間の総雨量 860mm  
伏見川:2日間の総雨量 931mm  
高橋川:2日間の総雨量 938mm  
安原川:24時間の総雨量 813mm  
浅野川:2日間の総雨量 914mm  
大野川:2日間の総雨量 768mm  
金崎川:2日間の総雨量 938mm  
森下川:2日間の総雨量 919mm  
津幡川:2日間の総雨量 929mm  
津ノ丸川:2日間の総雨量 938mm

## 【概ね1000年以上に1回の降雨】

●水位周知河川以外  
流域全体に24時間で総雨量 813mm  
浅野川放水路  
内川 大宮川  
金崎川 倉谷川  
犀川 大徳川  
田島川 馬場川  
平沢川 湯の川  
弓削川 橋波川  
十人川 新大徳川  
森下川 坂川  
木曳川 木呂川  
河北海部 承水路  
大徳川 放水路

警戒レベル	金沢市の避難情報	国交省・気象庁の防災気象情報	皆さんがとるべき行動
レベル5	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報	<b>命の危険！直ちに安全確保！</b> ●災害が発生、または切迫しています！命の危険があるため、直ちに安全確保を！
レベル4	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	危険な場所から <b>全員避難</b> ●安全を確保できる場所に避難。 ●自宅が安全なら屋内安全確保。 ●移動が危険だと思われる場合には、その場に留まり、安全確保を！
レベル3	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報	危険な場所から <b>高齢者等は避難</b> ●避難に時間を要する高齢者等の要配慮者は、安全な場所へ避難。 ●その他の方は、避難の準備を開始。危険だと思ったら早めに避難。
レベル2	-	氾濫注意情報 洪水注意報 大雨注意報	自らの <b>避難行動を確認</b> ●ハザードマップ等で避難経路、避難行動を確認
レベル1	-	早期注意情報	災害への <b>心構えを高める</b> ●防災気象情報に注意

### 危険が想定される区域

浸水想定区域・浸水の深さ

- 5.0m～ 2階の屋根以上が浸水する場合 → **早期立ち退き避難**
- 3.0～5.0m 2階部分までつか程度 → **早期立ち退き避難**
- 0.5～3.0m 1階の軒下までつか程度 → **早期立ち退き避難**
- 0～0.5m おとなの膝までつか程度 → **早期立ち退き避難** ※注1

注1) 例外として屋内安全確保も可能。避難行動フローを確認してください。  
注2) 避難が危険な場合は、屋内安全確保(画面上)してください。

建物倒壊・流出する恐れがある区域

- 河岸侵食が想定される区域 → **早期立ち退き避難**
- 氾濫流が想定される区域 → **早期立ち退き避難**

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 → **早期立ち退き避難**

### 凡例

指定緊急避難場所

- 学校、公民館など
- 公園、広場

避難情報

- 水位観測所・水位計
- 河川カメラ

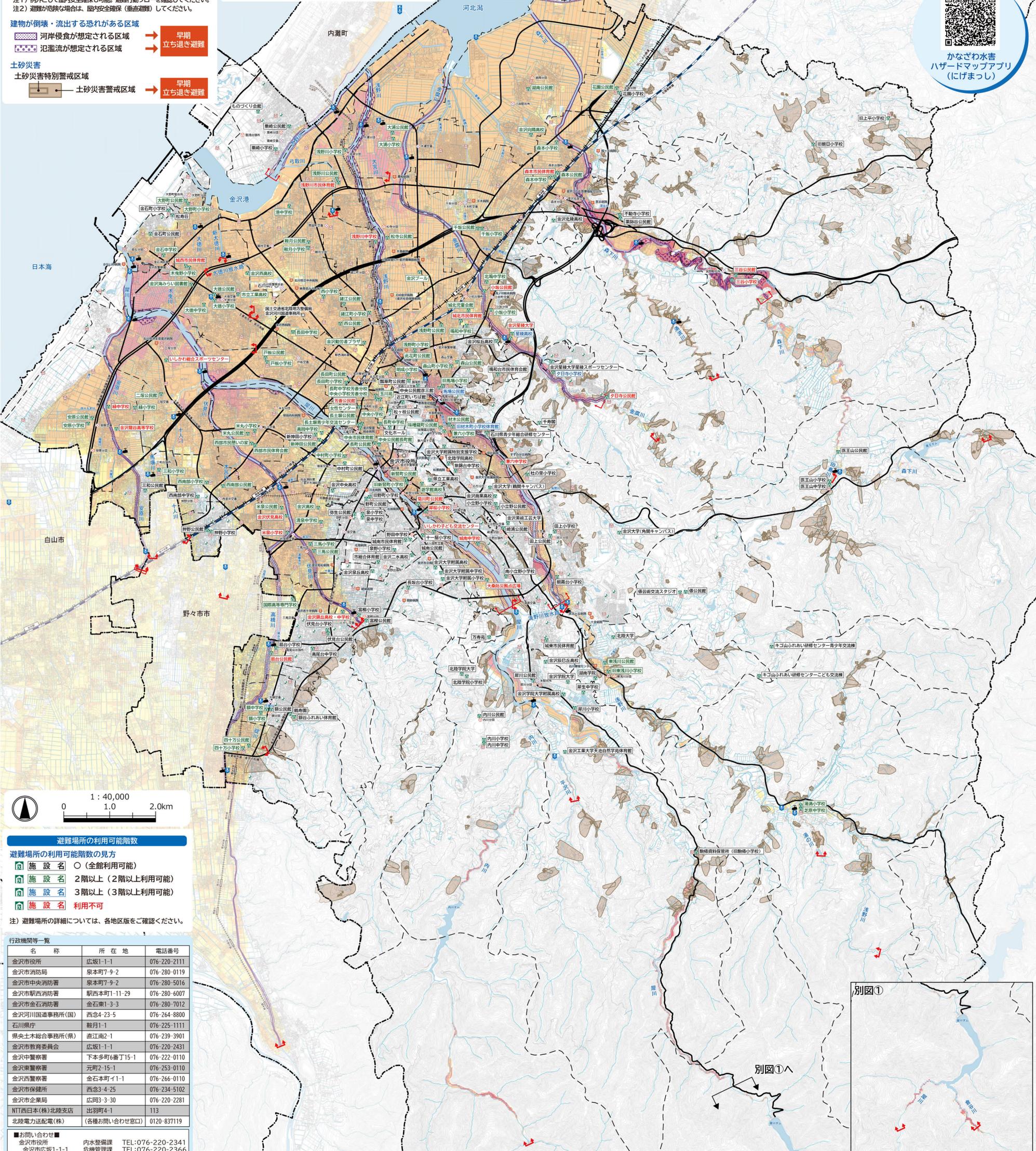
地図情報

- 官公庁
- 消防署・消防団など
- 警察署・交番など
- 救護病院

行政境界

- 校下(地区)境界
- 主要幹線道路
- 対象とした河川区間

注) 表示されている校下(地区)界はおおよその範囲を示したものです。



### 避難場所の利用可能階数

避難場所の利用可能階数の見方

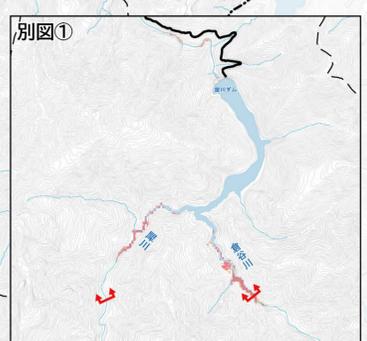
- 施設名 ○ (全館利用可能)
- 施設名 2階以上 (2階以上利用可能)
- 施設名 3階以上 (3階以上利用可能)
- 施設名 利用不可

注) 避難場所の詳細については、各地区版をご確認ください。

### 行政機関等一覧

名称	所在地	電話番号
金沢市役所	広坂1-1-1	076-220-2111
金沢市消防局	泉本町7-9-2	076-280-0119
金沢市中央消防署	泉本町7-9-2	076-280-5016
金沢市西消防署	駅西本町1-11-29	076-280-6007
金沢市金石消防署	金石東1-3-3	076-280-7012
金沢河川国道事務所(国)	西念4-23-5	076-264-8800
石川県庁	鞍月1-1	076-225-1111
県土木総合事務所(県)	直江南2-1	076-239-3901
金沢市教育委員会	広坂1-1-1	076-220-2431
金沢中警察署	下本多町6番丁15-1	076-222-0110
金沢東警察署	元町2-15-1	076-253-0110
金沢西警察署	金石本町イ1-1	076-266-0110
金沢市保健所	西念3-4-25	076-234-5102
金沢市企業局	広坂3-3-30	076-220-2281
NTT西日本(株)北陸支店	出羽町4-1	113
北陸電力送配電(株)	(各種お問い合わせ窓口)	0120-837119

お問い合わせ先  
金沢市役所 内水整備課 TEL:076-220-2341  
金沢市広坂1-1-1 危機管理課 TEL:076-220-2366



(別表 11)

## 水防関係機関電話番号表

機 関 名	電話番号
金 沢 市 水 防 本 部	220-2012
河 川 水 防 課	220-2341
道 路 建 設 課	220-2316
道 路 管 理 課	220-2321
道 路 等 管 理 事 務 所	257-2272
危 機 管 理 課	220-2366
都 市 計 画 課	220-2351
農 業 基 盤 整 備 課	220-2215
下 水 道 整 備 課	220-2641
水 処 理 課	252-1439
消 防 局	280-0119
中 央 消 防 署	280-5016
駅 西 消 防 署	280-6007
金 石 消 防 署	280-7012
森 本 市 民 セ ン タ ー	258-1130
金 石 市 民 セ ン タ ー	267-0001
安 原 市 民 セ ン タ ー	249-2001
浅 川 市 民 セ ン タ ー	221-3344
犀 川 市 民 セ ン タ ー	229-0001
額 市 民 セ ン タ ー	298-0045
押 野 市 民 セ ン タ ー	241-2559
泉 野 市 民 セ ン タ ー	242-8552
元 町 市 民 セ ン タ ー	252-0257
新 神 田 市 民 セ ン タ ー	291-6266
駅 西 市 民 セ ン タ ー	234-5141
湊 市 民 セ ン タ ー	239-2211
本 町 市 民 セ ン タ ー	260-0365
近 江 町 市 民 セ ン タ ー	260-0250

機 関 名	電話番号
石 川 県 水 防 本 部	225-1737
河 川 課	225-1737
道 路 整 備 課	225-1726
県 央 土 木 総 合 事 務 所 河 川 砂 防 課	239-3901
犀 川 ダ ム 管 理 事 務 所	229-0037
内 川 ダ ム 管 理 事 務 所	242-7107
医 王 ダ ム 管 理 事 務 所	236-1005
津 幡 土 木 事 務 所	289-4161
国 土 交 通 省 金 沢 河 川 国 道 事 務 所	264-8800
金 沢 地 方 気 象 台 ( 技 術 課 )	260-1463
石 川 県 警 察 本 部	225-0110
金 沢 中 警 察 署	222-0110
金 沢 東 警 察 署	253-0110
金 沢 西 警 察 署	266-0110
陸 上 自 衛 隊 金 沢 駐 屯 部 隊 ( 事 務 局 )	241-2171
北 陸 電 力 ( 株 ) 石 川 支 店 お 客 様 サ ー ビ ス セ ン タ ー	0120-77-6453
NTT 西 日 本 ( 株 ) 金 沢 支 社 設 備 部 サ ー ビ ス 運 営 担 当	220-4151
北 陸 鉄 道 鶴 来 駅	272-0109
北 陸 鉄 道 内 灘 駅	238-3001
J R 西 日 本 金 沢 支 社 ( 金 沢 施 設 指 令 )	253-5263
J R 西 日 本 金 沢 支 社 金 沢 保 線 区	261-1728
I R い し か わ 鉄 道	256-0560
白 山 市 役 所 ( 代 表 )	276-1111
か ほ く 市 役 所 ( 代 表 )	283-1111
野 々 市 市 役 所 ( 代 表 )	227-6000
津 幡 町 役 場 ( 代 表 )	288-2121
内 灘 町 役 場 ( 代 表 )	286-1111

- ・（参考1）

平成21年6月8日 制定

土木局 内水整備課

## 逆 流 防 止 水 門 操 作 要 領

### 1. 逆流防止水門について

河川の水位上昇によって起こる河川から堤内地への逆流を防ぎ、河川水による浸水被害を防止するために設置する水門をいう。

### 2. 情報収集及び通報について

- 1) 水門管理者は、常に気象情報、河川情報の収集に努め、河川の水位が氾濫注意水位に達した時は、当該河川の逆流防止水門操作者に監視活動を行うよう通報しなければならない。水防警報発令時も同様とする。
- 2) 水門管理者は、第1委嘱者と第2委嘱者に連絡するものとする。
- 3) 逆流防止水門設置箇所附近に局所的豪雨による急激な水位上昇が生じた時などは、水門管理者からの通報が無い場合がある。水門操作委嘱者は、気象情報、河川情報に留意し、状況の把握に努めるものとする。

### 3. 水面の監視活動について

水門管理者又は水門操作委嘱者は、操作が必要となる場合に備え、水路内の内水面や外水面などを監視し、挙動を注視するものとする。

### 4. 逆流防止水門操作を行う事態

- ・ 逆流防止水門の開閉は、緊急の場合を除き本部長（水門管理者）の指示により行う。
- ・ 河川の水位（外水位）が上昇し、水路の水（内水）が河川に排水されず、河川側より逆流し、堤内地に浸水被害が生じたとき → 「閉じる」
- ・ 河川の水位（外水位）が下降し、水路の水位（内水位）と同程度となったとき → 「少し開く」
- ・ 上記操作を行ったとき、水路の水が河川に排水される → 「開く」  
〃 水路に河川の水が逆流してくる → 「閉じる」



(参考2)

## 水 防 法

昭和24年6月4日

法律第193号

最終改正 令和5年5月31日法律第37号

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第

二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七条第四項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会におい

て、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉

に関して必要な事業を行うように努めなければならない。参照【政令一非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項 又は第5項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19 第1項 の指定都市の長が河川法第9条第2項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

### 第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第11条の2 都道府県知事は、前条第1項の規定による通知及び周知を行うために必要があると認める

ときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第10条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条及び第23条の規定は、適用しない。

（水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは第11条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の1級河川又は同法第5条第1項に規定する2級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下

この条及び第14条の2において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。)をいう。次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第3項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
2. 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第3条第1項の規定により指定した河川
3. 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川のうち洪水に

よる災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減をはかるため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第11条第2項又は第13条第2項の規定により指定した河川

2. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川

3. 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区域内の1級河川又は同法第5条第1項二規定する2級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省で定める基準に該当するもの

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設

2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該

排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の2第2項の規定による指定に係る排水施設
2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の3の規定により指定した海岸
2. 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町

村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第 4 号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1. 洪水予報等（第 10 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、第 13 条の 2 又は第 13 条の 3 の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。

次項において同じ。）の伝達方法

2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

3. 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

4. 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第 3 項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第 15 条の 3 において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第 15 条の 4 において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

5. その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第 4 号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

1. 前項第 4 号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第 9 項に規定する自衛水防組織の構成員

2. 前項第 4 号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第 15 条の 3 第 7 項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3. 前項第 4 号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第 15 条の 4 第 1 項の規定により自

衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2. 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等

の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第 15 条の 4 第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第 15 条の 5 第 15 条から前条までの規定は、災害対策基本法第 17 条第 1 項の規定により水災による被害

の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項中「市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第 17 条第 1 項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第 44 条第 1 項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第 2 項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第 3 項、第 15 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 15 条の 3 第 1 項並びに前条第 1 項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第 15 条の 6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第 1 項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前 3 項の規定は、第 1 項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

1. 国土交通大臣
2. 当該河川の存する都道府県の知事
3. 当該河川の存する市町村の長
4. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
5. 当該河川の河川管理者
6. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

7. 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1. 当該都道府県知事
2. 当該河川の存する市町村の長
3. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
4. 当該河川の河川管理者
5. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
6. 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第4項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認

めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求

めることができる。

(応援)

第 23 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第 1 項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第 24 条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第 25 条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第 26 条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前 2 項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければ

ばならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第 43 条の 2 において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1. 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2. 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第 1 項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、第 19 条第 1 項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第 21 条第 1 項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第 2 項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第 19 条第 2 項及び第 28 条第 3 項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第 22 条中「水防管理者」とあり、第 25 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第 26 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第 28 条第 1 項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

## 第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅延なく、水防計画を都道府県に届け出なければならない。

4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

## 第5章 水防協力団体

### (水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
2. 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
3. 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
4. 水防に関する調査研究を行うこと。
5. 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### (水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

### (監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

### (情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の

提供又は指導若しくは助言をするものとする。

## 第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益

を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

## 第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償) 第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

## 第8章 罰 則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第15条の7第3項の規定に違反した者
2. 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1. みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
2. 第20条第2項の規定に違反した者
3. 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等に

おける土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

#### 附則（令和5年5月31日法律第37号）

##### （施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第1条中気象業務法第14条の2の改正規定及び第2条の規定並びに附則第6条の規定は、公布の日から施行する。

##### （罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為及び附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

##### （政令への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。